守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画

平成 26 (2014) 年 3 月 守口市

# 目 次

はじ	こめに	1
第1	. 章 前提条件の整理	3
-	本市の特性	
	(1) 都市特性	
	(2) 人口の動向	
2.	関連諸計画の概要	6
	(1) 本市におけるまちづくりの方向	6
	(2) 公共施設の状況	8
3.	関連施設の現状	10
4.	市民意識調査(アンケート調査)結果にみる	方向性12
	(1) 調査の概要	12
	(2) 調査の結果(一部)	12
<b>5</b> .	団体ヒアリングにみる方向性	
	(1) 調査の概要	14
	(2) 調査の結果(概要)	14
6.	前提条件と方向性のまとめ	16
	(1) まちづくりの推進	
	(2) 地域コミュニティの形成・発展について	
	(3) 地域社会への貢献	
第 2	2 章 基本目標⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	17
1.	地域コミュニティ拠点施設の性格	
	(1) 地域コミュニティ拠点施設の意義	17
	(2) 地域コミュニティ拠点施設の配置	18
	(3) 地域コミュニティ拠点施設の基本理念	19
	(4) 地域コミュニティ拠点施設の基本的な役	割・機能20
2.	地域コミュニティ拠点施設の管理運営	22
	(1) 基本的な考え方	22
	(2) 管理方針	23
	(3) 運営方針	24
	(4) 運営ルールの設定	

(1) 施設整備の推進	26 26 28 28
(3) (仮称) 運営協議会の設立 (4) (仮称) 地域館等によるネットワークの形成	26 26 28 28
(4) (仮称) 地域館等によるネットワークの形成	26 28 28
<ul> <li>4. 実現に向けた配慮事項</li></ul>	28 28
(1) 施設づくりでの配慮~ハコづくりからソフト充実へ~(2) 地域人材等の活用~地域の人材や資源の発掘と活用~(3) (仮称) 地域館等の充実~地域ネットワークづくり~(4) 協働型まちづくりの推進	28 28
(2) 地域人材等の活用〜地域の人材や資源の発掘と活用〜 (3) (仮称) 地域館等の充実〜地域ネットワークづくり〜 (4) 協働型まちづくりの推進 第3章 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3) (仮称) 地域館等の充実〜地域ネットワークづくり〜(4) 協働型まちづくりの推進	
<ul><li>(4) 協働型まちづくりの推進</li><li>第3章 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	28
<b>第3章 基本計画</b>	
1. 施設数・規模の設定	29
1. 施設数・規模の設定	
2. 各エリアの状況	
(1) 市郊テリア	
(2) 中部エリア	
(3) 南部エリア	
3. 基本施設計画	38
(1) 基本設定	
(2) 基本プラン	
(3) 管理運営計画	43
3. 個別施設計画の留意点	
(1) 東部エリア	
(2) 中部エリア	46
(3) 南部エリア	48
(4) 施設整備にあたっての課題	
(5) 地域コミュニティ拠点施設ネットワーク	51
1 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 設置条例	53
2 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 委員名簿	
3 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 諮問・答申	0 1
4 守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画 策定経過	55
5 「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画(素案)」にかかる	
パブリックコメントについて	

# はじめに

守口市では、高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会・自治 会の加入率の低下などが問題となってきている一方、防災や福祉の分野における共助の核とし て地域社会の役割は重要性を増してきています。

そこで、「第五次守口市総合基本計画」において、将来都市像を「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口 "歓響(かんきょう)都市 もりぐち"」と定め、その実現に向けた 基本方針として「コミュニティ活動の推進」を掲げ、地域の実情に応じた支援に努めることと しています。

このたび、地域住民のつながりや相互扶助の精神の高揚を図り、自主性・主体性に基づく住民活動として展開できるよう、「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を策定いたしました。

本計画は、平成 25 年 12 月に「守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会」から施設の基本計画及び運営について答申いただいた内容を踏まえ、守口の特長を反映し策定したものです。

今後は、本計画に基づき、地域における多様な主体の活動の拠点である地域コミュニティ拠 点施設の整備に向けて鋭意取り組んでまいる所存でございますので、皆さまのより一層のご理 解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました地域コミュニティ拠点施設検討懇話 会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やヒアリングにご協力いただきました市民・団体の皆様 に厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

守口市長 西端 勝樹

# 第1章 前提条件の整理

# 1. 本市の特性

### (1) 都市特性

#### ① 概況

本市は、大阪平野のほぼ中央部の淀川左岸に位置し、大阪市、門真市、寝屋川市及び淀川を介して摂津市に接しており、市域面積は、12.73 kmで、京阪電車、大阪モノレール、地下鉄が通るほか、幹線道路網も整備されており、交通利便性に優れている。

本市は、昭和 21 年(1946 年)に、当時の守口町と三郷町が合併して誕生し、昭和 32 年(1957 年)に庭窪町と合併し、現在に至っている。

市域は、古くは農地が大部分を占め、集落が点在していたが、近年になると大阪市に隣接する西部地域から市街地が発展し、特に高度成長期には一挙に市街地が拡大した。その後、東部、南部で市街化が進み、現在では、淀川を除くほぼ全域が市街地となっている。

産業面では大手家電メーカーや多様な中小企業が集積し、産業都市としての性格も併せ 持っており、広域的に集客性の高い大規模商業施設が立地している。

#### ② 交通特性

道路については、高速道路の阪神高速守口線と近畿自動車道のほか、国道 1 号、国道 163 号、国道 479 号、府道京都守口線、府道大阪中央環状線等の広域幹線道路が通り、本市の 骨格を形成している。

鉄道については、京阪本線、地下鉄谷町線、地下鉄今里筋線、大阪モノレールの4つの 鉄道が通り、市内には、京阪本線の守口市駅、土居駅、滝井駅、地下鉄谷町線の守口駅、 大日駅、大阪モノレールの大日駅の6駅が設置されている。

#### ③ 土地利用

商業業務地は、守口市駅・守口駅周辺、大日駅周辺、佐太東町2丁目や、京阪北本通、 土居駅周辺等の商店街、国道163号沿道等にみられ、工業地は、市の中央部の大規模な企業用地のほか、市南部等に分布している。

住宅地は国道1号沿道等を除き、主に低層の戸建てが広がっている。一方、ミニ開発による敷地の細分化・高密度化や住工混在等の問題を抱える地域も存在しているが、過密、狭小な木造共同住宅や長屋建て住宅は、戸建て住宅等に建て替わりつつある。

都市計画基礎調査によると、市内の建物床面積の約8割が住宅で、約6割は昭和60年 以前に建設されたものであり、平成20年の住宅・土地統計調査では、15.6%が空き家と なっている。

#### ④ 都市防災

木造老朽住宅密集地が存在し、大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することが予想されており、一部は大阪府が「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されており、そのうち大日・八雲東町地区、東部地区の2地区は重点密集市街地に指定されてい

る。 このため、市街化区域全域が、防火地域または準防火地域に指定されている。 また、豪雨による浸水が想定される区域も存在している。

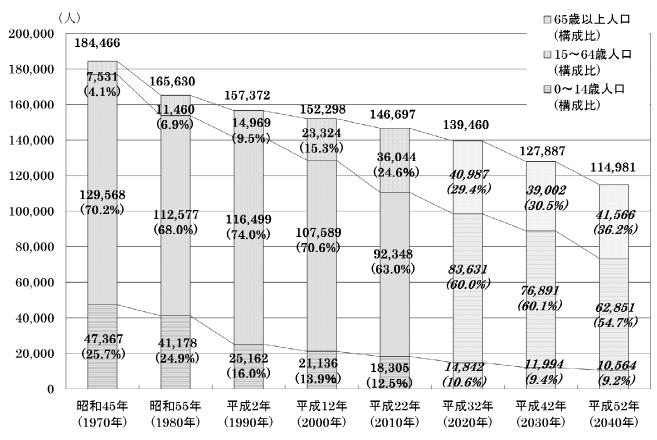
### (2) 人口の動向

#### ① 少子高齢化の進行

本市の総人口は、昭和 45 年(1970 年)をピークに減少傾向となっており、昭和 45 年 と平成 22 年(2010 年)の人口構成比率をみると、 $0\sim14$  歳人口(年少人口)比率が約 1/2、65 歳以上人口(老年人口)比率は約 6 倍となっている。

転出入人口は、近年(平成  $19\sim23$  年)それぞれ約 6,000 人とほぼ均衡しており、近年の人口減少は自然減によるものである。

### <守口市の人口推移・推計>



資料:昭和 45~平成 22 年は国勢調査、平成 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)」

# ② さらなる人口減少の可能性

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後も減り続け、平成 52 年 (2040 年) には 114,981 人 (平成 22 年の 78.4%) になり、65 歳以上の高齢者割合も 36.2%に達すると想定されている。

# <人口構成>

	平成2年 (1990年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)
A:総人口(千人)	157,372	152,298	146,697	139,460	127,887
増減率	_	0.97	0.96	0.95	0.92
B:0~14歳	25,162 人	21,362 人	18,305 人	14,842 人	11,994 人
(構成比)	(16.0%)	(13.9%)	(12.5%)	(10.6%)	(9.4%)
C:15~64 歳	116,499 人	107,589 人	92,348 人	83,631 人	76,891 人
(構成比)	(74.0%)	(70.6%)	(63.0%)	(60.0%)	(60.1%)
D : 65 歳以上	14,969 人	23,324 人	36,044 人	40,987人	39,002 人
(構成比)	(9.5%)	(15.3%)	(24.6%)	(29.4%)	(30.5%)
E:C/D (高齢者を何人の生産年齢 人口で支えるか)	7.78 人	4.61 人	2.56 人	2.04 人	1.97人

資料:昭和45~平成22年は国勢調査、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

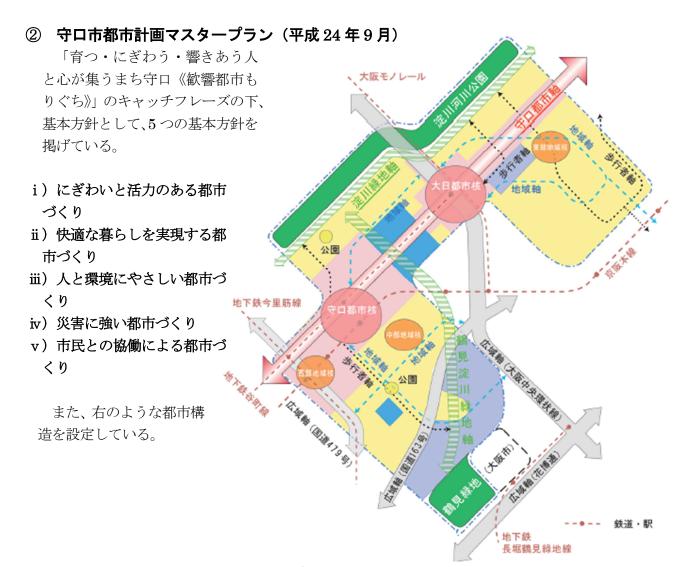
# 2. 関連諸計画の概要

# (1) 本市におけるまちづくりの方向

### ① 守口市第五次総合基本計画(平成23年3月)

"育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口"の将来都市像の下、4つの基本目標の一つとして「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」(守口市は、市民一人ひとりが自らの夢を実現するため、生涯を通して学ぶことができる機会の提供に努めるとともに、住民と地域社会のつながりが深まる環境整備を通じて、豊かな心が育つまちを目指します。)を掲げ、この中で「コミュニティ活動の推進」の主要施策として、次の3項目を示している。

- **活動団体の実態把握**:市内の自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者などの実態および活動に関するニーズの把握に努める。
- **地域コミュニティの形成や活性化に対する支援**:地域コミュニティの形成や活性化に寄与するよう、まちづくりに必要な情報を収集・発信し、啓発活動に努める。
- **まちづくりに取り組む市民活動への支援**:公益的な市民活動が発展するよう、学習・研修の機会や交流の場を提供し、ネットワーク化を図る。 など



# ③ 第2次守口市地域福祉計画(平成25年3月)

基本理念を「地域に住む人々と、共に生き、共に支え合い、住んでよかったと思える地域の実現に向けて」とし、平成  $25\sim29$  年にかけて次のような施策を展開することとなっている。

#-	F 🗆 🛲	 施策	これからの取り組み
	<b>卜目標</b>		
I	福祉		利用できるための仕組みづくり
		情報提供の充実	・福祉サービス等に関する情報収集・提供
			・ボランティア等に関する情報収集・提供
			・直接伝えることができる機会を活用した情報提供
			・地域福祉の担い手への情報提供
		相談支援の充実	・相談窓口の対応の充実・地域の相談員の活用
			・専門の相談窓口の活用・・相談員のスキルアップ
		権利擁護の推進	・制度の周知と利用促進
			・制度に関する職員研修と利用支援
			・権利擁護の体制整備
		サービスの質の向	・サービスの提供における質の向上
		上・利用促進	・職員の地域福祉に関する意識の向上
П	地域社	畐祉を生み出す仕組a	みづくり
		近所づきあいの再	・交流活動等の推進
		構築	
		地域福祉のこころ	・人権尊重の普及・啓発
		の醸成	・交流機会におけるこころの醸成
		人材の発掘・育成	・新たな担い手の発掘・養成
			・NPO 法人格の取得、コミュニティビジネスへの発展支
			援
Ш	地域补		づくり
		地域福祉活動への	・ボランティア活動の活性化
		参加促進	・地域組織の活性化への支援
		地域福祉活動を行	・地域福祉の担い手への研修の充実
		っている団体・	・地域福祉活動拠点の確保
		NPO 等への支援	・担い手への情報提供・情報共有の場づくり
			・既存の活動に関する支援
IV	地域补	晶祉をつなげる仕組a	みづくり
		地域と行政のネッ	・ニーズに応じたネットワークの整備
		トワークの充実	・市と社会福祉協議会の連携や役割分担による地域福祉
			の充実
		防災・防犯体制の充	・防災対策の周知
		実	・災害時における要援護者対策
			・災害時要援護者登録制度の充実
			<ul><li>社会福祉施設等との協力</li></ul>
			・災害時のボランティア受け入れ体制の整備
			・防犯に関する取り組みの充実
			・防災・防犯などの情報提供の充実

### (2) 公共施設の方向性

① もりぐち改革ビジョン(案)(平成23年12月)

#### 【対象となっている主な公共施設】

- ◇市民会館(昭和 41 年建設・開設、ホール 1,008 席、会議室 19 室)
  - ・1,000 人規模のホールを単独で持つ必要性は低く(広域利用)、貸館としての機能は他の施設で確保が可能。(平成26年3月末で廃止)
- ◇佐太・菊水老人福祉センター(佐太:昭和44年建設・45年開設、定員120人/菊水: 昭和58年建設・59年開設、定員178人)
  - ・公民館の再編整備による新たなコミュニティ施設で確保が可能
- ◇児童センター (昭和 58 年建設・昭和 59 年開設、遊戯室・体育室・図書室等)
  - ・新たな子育て支援の拠点施設としての機能の拡充が必要
- ◇青少年センター (昭和 35 年建設・開設)
  - ・生涯学習情報センターなど他の施設で代替が可能。(平成25年12月末で廃止)
- **◇公民館**(10 館 1 分室、昭和 41 年~61 年建設・昭和 42~62 年開設)
  - ・市内数か所に集約し、社会教育施設から地域コミュニティの拠点機能を持ち、多様な 機能を併せ持つ複合施設に転換
- ◇教育文化会館(昭和 46 年建設・開設、ホール 130 人、会議室 3 室)
  - ・教育センターなど他の施設で代替が可能
- ◇現代南画美術館(昭和 45 年建設・平成 8 年開設、展示室)
  - ・生涯学習情報センターにおける機能確保も含め検討(平成25年12月末で廃止)
- ◇ふれあいの家 (昭和 50 年建設・平成 2 年開設、多目的ホール 100 ㎡、宿泊室 64 人収容)
  - ・市独自に宿泊施設を維持する必要性は低い
- ◇市民球場・テニスコート
  - ・より多くの市民が集える空間整備による、市民の有益性の向上(大枝公園の再整備など)

#### ② 守口市学校規模等適正化基本方針(平成 24 年 3 月 守口市教育委員会)

守口市では、従来小学校区・中学校区を単位として地域活動を展開してきた。平成 18 年 4 月に守口小学校と土居小学校、梶中学校と藤田中学校を統合し、現在は小学校 18 校、中学校 9 校となっている。今後、下記の方針で小・中学校の校区の見直しが進められる予定である。

#### 【具体的な方策】

- ◇小規模校の適正化
  - 三郷小学校と橋波小学校の統合
  - ・寺方小学校と南小学校の統合
  - ・第二中学校と第四中学校の統合
  - ・ 滝井小学校と春日小学校の統合、及び併せて第三中学校と施設一体型の小中一貫校を 設置
- ◇老朽化等教育環境の整備
  - 東小学校と大久保小学校の統合

# ③ 社会教育関係施設更新の基本方針(平成 25 年 3 月 守口市教育委員会)

◇青少年センター (昭和 35 年建設・開設)

所期の目的は達成されたと判断し、施設を廃止(平成25年12月末で廃止)

- ◇教育文化会館(昭和 46 年建設・開設、ホール 130 人、会議室 3 室) 新たな総合型施設の整備に併せて廃止
- **◇公民館** (10 館 1 分室、昭和 41 年~61 年建設・昭和 42~62 年開設)

コミュニティの拠点として、子育てや健康づくりなどの活動を支援する新たな総合型施設の設置を関係部局とともに取り組み、その施設の整備に併せて現行の公民館を廃止

◇地区体育館(9か所、昭和49年~平成8年開設)

新たな総合型施設の整備に併せて廃止

◇**現代南画美術館**(昭和 45 年建設・平成 8 年開設、展示室)

施設利用状況の改善が見込まれないことから同館を廃止(平成25年12月末で廃止)

◇市民球場・テニスコート

スポーツの振興や健康の維持増進の観点から大枝公園全体の再整備計画の中で、関係 部局とともに取り組んでいく

# 3. 関連施設の現状

₩c∋n. Ø	設置年	本	敷地	延床	<u> </u>
施設名	(竣工年)	耐震化	面積	面積	主な施設・設備等
国際交流センター	H6 (S54)	耐震未	549 m²	1,623 m²	ホール、ボランティアルーム、インフォメーションルーム、 会議室(5)、和室【指定管理、民間ホテルを転用、教育 センターとの複合施設】
障害者·高齢者 交流会館	H5 (H5)	新耐震基 準	364 m²	698 m²	談話ホール、展示室、和室、会議室(2) 【指定管理】
佐太老人 福祉センター	S45 (S45)	耐震未	1,978 m²	858 m²	集会室、娯楽室、和室(3)、浴室、機能回復訓練室、図書室、控室【直営】
菊水老人 福祉センター	S59 (S59)	新耐震基 準	1,391 m²	1,180 m²	集会室、娯楽室、和室(3)、浴室、機能回復訓練室、図書室、講義室、工作室、作業室、控室【直営】
さんあい広場 さた	H12 (S48)	耐震未	_	293 m²	(小学校の1教室を改装、調理スペース、畳間など設置) 【実行委員会による自主運営】
さんあい広場 さんごう	H13 (S39)	耐震未	_	113 m²	(小学校の1教室を改装、調理スペース、畳間など設置) 【実行委員会による自主運営】
さんあい広場 かすが	H13 (S33)	耐震未	_	126 m²	(小学校の1教室を改装、調理スペース、畳間など設置) 【実行委員会による自主運営】
さんあい広場 とうだ	H16 (S46)	耐震化 工事済	_	143 m²	(小学校の1教室を改装、調理スペース、畳間など設置) 【実行委員会による自主運営】
児童センター	S59 (S59)	新耐震基 準	1,378 m²	733 m²	遊戯室、集会室、談話コーナー、静養室、図書室、工作室、会議室【直営】
子育て支援 センター	H14 (H9)	新耐震基 準	_	68 m²	(市民保健センター4階の1室を利用、親子で遊べるスペース、相談スペースなど設置)【直営】
ふれあいの家	H2 (S50)	耐震化 工事済	_	1,319 m²	食堂・厨房、浴室、学習室、和室(3)、 多目的ホール【直営、梶小学校 1・2 階に設置、宿泊機 能廃止】
教育文化会館	S46 (S46)	耐震未	579 m²	851 m²	会議室(3)、大ホール 【直営、中央公民館との複合施 設】
文化センター	S60 (S60)	新耐震基 準	2,040 m²	5,165 m²	エナジーホール、リハーサル室、楽屋(4)、和室(2)、会 議室(2)、研修室、工芸室、音楽室(3)、ギャラリー、図書 室、放送室、喫茶室【指定管理】
生涯学習情報センター	H5 (H5)	新耐震基 準	4,039 m²	8,807 m²	イベントホール、グリーンルーム(2)、研修室、会議室、プラネタリウムドーム、ギャラリー、図書室、AV 視聴コーナー【指定管理】
市民体育館	S59 (S59)	新耐震基 準	4,082 m²	8,458 m²	大体育室、観覧席、小体育室、武道室、フィットネスルーム(2)、多目的室、会議室【指定管理】

		公民	館			地区体	<b>卜育館</b>				
館名	設置年(竣工年)	耐震化	敷地 面積	延床面積	設置年	耐震化	敷地 面積	延床面積	主な施設・設備等		
中央公民館	S46					luc-st			図書室、集会室(2)、和		
守口土居地 区体育館	(S46)	耐震未	579 m²	1,144 m²	Н8	新耐震基 準	1,165 m²	692 m²	室(2)、多目的室 (教育文化会館との複 合施設)		
<b>克尔八日</b> 約	S42								料理実習室、会議室、		
庭窪公民館 庭窪地区体 育館	(S42)	耐震未	832 m²	979 m²	S55	耐震未	_	528 m²	図書室、和室、ホール、 憩いの部屋 (地区体育館は、にわく ぼ幼稚園 2 階に設置)		
庭窪公民館	S58		_						和室、会議室、図書室、		
分室	(S50)	耐震未	1,522 m <sup>2</sup>	636 m²	_	_	_	_	多目的ホール (きた幼稚園を転用)		
	S43								実習室、和室(2)、会議		
三郷公民館 三郷地区体 育館	(S43)	耐震未	672 m²	926 m²	S56	耐震未	_	<b>528</b> m²	室、図書室、ホール、 工作室 (地区体育館は、とうこ う幼稚園 2 階に設置)		
東部公民館	S49	耐震未	712	717				712	公民館		老人憩い室、講義室、
東部地区体 育館	(S49)		1,726 m	1,271 m²	S49	耐震未	に含	574 m <sup>2</sup>	和室、料理実習室、会議室、創作室、図書室		
南部公民館	S53					1	公民館		創作室、老人憩い室、		
南部地区体 育館	(S53)	耐震未	2,272 m <sup>2</sup>	1,319 m²	S53	耐震未	に含	649 m²	講義室、会議室、和室、 料理室、図書室		
八雲東公民	S57	ductors of				luc and T					
館 八雲東地区 体育館	(S57)	新耐震基準	1,470 m²	478 m²	S57	新耐震 基 準	公民館に含	520 m²	図書室、和室、会議室、 料理実習室		
錦公民館	S58					かれる			図書室、和室、料理実		
錦地区体育 館	(S44)	耐震未	1,138 m²	694 m²	S62	新耐震 基準	1,374 m²	728 m²	習室、会議室、講義室、 集会室 (職業安定所を転用)		
東公民館	S58		_			新耐震	公民館		和室、図書室、会議室		
東地区体育 館	(S44)	耐震未	1,561 m <sup>2</sup>	$742~ ext{m}^2$	S62	基準	に含	530 m²	(2)、講義室 (ひがし幼稚園を転用)		
北部公民館	S60	新耐震	2 2 2 2	2 2 2 2	0.00	新耐震	公民館	<b>~</b> 0 0 2	老人憩い室、図書室、		
北部地区体 育館	(S60)	基準	2,000 m <sup>2</sup>	1,001 m	S60	基 準	に含	588 m²	講義室、会議室、和室、 創作室、料理実習室		
	S62	45717							老人憩い室、図書室、		
西部公民館	(S62)	新耐震基準	1,026 m²	1,259 m²	_	_	_	_	講義室、会議室、和室、 多目的ホール、料理実 習室		

# 4. 市民意識調査 (アンケート調査) 結果にみる方向性

### (1)調査の概要

### ① 調査の目的

第五次守口市総合基本計画(平成23年3月策定)における将来都市像である「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を実現するため、市民の誰もが気軽に利用でき、地域におけるさまざまな活動の拠点となる「地域コミュニティ拠点施設」の整備にあたって、市民の意見や要望などを聴取する。

#### ② 調査の概要

- ■調査名称 守口市地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査
- ■調査対象 平成25年7月1日現在、守口市に居住する18歳以上の市民3,000名
- ■調査方法 郵送配布・郵送回収
- ■調査期間 7月23日(火)~8月5日(月)(13日(火)到着分まで)

#### ③ 調査の項目

- ■問1~問9 地域・地域活動に関する現状認識・参加状況など
- ■問10 公共施設の利用状況など
- ■問11~問16 新たな地域コミュニティ拠点施設の機能・設備・利用意向など
- ■回答者の属性(性別、年齢、居住地、家族構成、居住年数、定住意向など)
- ■地域コミュニティ拠点の整備に関する自由意見

#### ④ 回収状況

■対象者数 2,988 名 (あて先不明等で未到達の 12 名を除く)

■有効回収数 1,204 票

■回 収率 40.3% (対象者数に対する有効回収率)

### (2) 調査の結果 (一部)

#### ① 近隣関係・地域活動への関心・参加状況

- (ア) 近隣関係は、「会えば、立ち話やあいさつをする人がいる」が 6 割を超えており、「近 所と付き合いがない」は 1 割となっている。
- (イ) 地域活動には、半数以上が関心を持っているが、関心がない人も4割を超えている。
- (ウ) 地域活動としては、3人に1人が「自治会・町内会などの活動」に参加している。 地域活動で困っていることは、「新たな人が参加しない」や「役員などのなり手がいない」を4人に1人があげている。
- (エ) 地域活動に参加していない理由は、3割が「時間や手間がかかりそうだから」、2割 強が「活動に関する情報が少ないから」をあげている。
- (オ) 今後、取り組みたい地域活動の分野は、「地域社会づくり」「文化・芸術・スポーツ」「地域福祉」があげられており、6 人に1 人は「活動したいとは思わない(活動できない)」となっている。

### ② 地域の評価、地域活動の活性化に必要なこと

- (ア) 地域に関する評価は、「(困った時に頼りになる) 家族や知り合いが近くに住んでおり、安心」が半数を超え、「声かけや助け合いなど、近所付き合いが良好」が3割強である。
- (イ) 地域活動の活発化のために必要なことは、4割弱が「働いている人が参加しやすい環境をつくること」、3人に1人が「住民がまちづくりや地域活動に関心を持つこと」をあげている。
- (ウ) また、地域活動の活発化のために行政がすべきことは、4割強が「集まりやすく活動しやすい場所を確保すること」、「助成や補助などを充実し、周知を図ること」をあげている。

#### ③ 主な公共施設の利用状況

- (ア) 主な公共施設の利用状況は、「公民館・地区体育館」の利用率が34.4%、「ムーブ21」が32.5%となっている。
- (イ) 主な公共施設を利用する理由は、3割が「利用料金が安い・無料だから」、4人に1人が「行くのに便利だから」をあげている。不便・困っていることは、4割が「特に困ったことがない」、6人に1人が「設備や機器が古く、使い勝手が悪いこと」をあげている。
- (ウ) 主な公共施設を利用していない理由は、3人に1人が「特に理由はない」、5人に1 人が「希望する講座やプログラムがないから」をあげている。

### ④ 新たな地域コミュニティ拠点施設について

- (ア) 新たな地域コミュニティ拠点施設の整備で優先すべきことは、5人に1人が「災害時などに防災の拠点となること」「高齢者や障がい者も安心して利用できること」「交通の利便性がよいこと」をあげている。
- (イ) 新たな地域コミュニティ拠点施設に必要な機能は、半数が「防災機能」、4人に1人が「生涯学習機能」をあげている。
- (ウ) 新たな地域コミュニティ拠点施設の利用方法は、3人に1人が「趣味や教養に関する教室や講座に参加したい」、4人に1人が「気軽に立ち寄って、地域の人などと交流したい」をあげている。
- (エ) 新たな地域コミュニティ拠点施設に希望する設備や施設は、半数近くが「図書室」、 3人に1人以上が「喫茶・軽食コーナー」「ロビー」をあげている。
- (オ) 新たな地域コミュニティ拠点施設の運営で配慮することは、半数近くが「親しみやすく、気軽に立ち寄ることができること」、3人に1人が「魅力的な講座やイベントなどが豊富であること」をあげている。
- (カ) 新たな地域コミュニティ拠点施設で事業や企画やイベントの企画・運営を市民が主体となって行う場合の参加意向は、3人に1人が「条件があえば、参加したい」「参加は不明だが、どのような関わりができるか考えたい」であり、3人に2人は『運営等への参加意向』がある。

# 5. 団体ヒアリングにみる方向性

### (1)調査の概要

#### ① 調査の目的

地域における多様な主体の活動の拠点となり、地域コミュニティの形成、活性化に資する「地域コミュニティ拠点施設」の整備に向け、市内で活動している市民活動団体などを対象に、活動に関する現状の課題や新たな地域コミュニティ拠点施設に期待する役割・機能などを聴取し、「(仮称)地域コミュニティ拠点施設基本計画」の参考とする。

#### ② 調査の方法

市内で活動するさまざまな団体を対象に、平成 25 年 9 月 20 日 $\sim$ 10 月 3 日にかけて、団体の代表者などを対象に個別ヒアリングを実施した。(1 団体概ね 1 時間程度)

### ③ 調査の対象

地縁・テーマ型団体\*3団体、テーマ型団体\*3団体 合計6団体の代表など

※地縁・テーマ型団体:地域を単位とする特定分野の活動団体

※テーマ型団体:子育てや環境などの特定の分野に関して活動を行うNPO法人、ボランティア団体

### (2) 調査の結果 (概要)

#### ① 立地場所などに関して

- ・従来のイメージにとらわれず、商店街の空き店舗等を活用してはどうか。地域で起業やボランティアを考えている人が集まり、個人間や団体間の交流や情報交換が行われ、協働による取り組みが生まれることが望まれる。
- ・人口が減少するので、中学校区ごとのまとまりは重要度が増すと考えられる。中学校区 ごとの情報発信や地域間交流の強化があっても良い。
- ・小学校の教室などに、さんあい広場のような、地域の人が利用できる場があればよい。
- ・いつでも立ち寄ることができ、世代間交流ができる場がほしい。
- ・高齢者が行きやすい場所、人が集まる場所を考えて施設を配置してもらいたい。

#### ② 機能・役割などに関して

- ・地域では、活動の拠点や集まる場がないという声が多い。さんあい広場のような場が各 地域にあれば、世代間交流もでき、地域の会合にも利用できてよいと思う。
- ・全市的に一堂に会する場がない。
- ・気軽に集える場があれば、お互いに顔なじみになり、話し合いもできやすくなるのでは。
- ・新しい施設は誰でも気軽に利用できる施設にしてもらいたい。
- ・重要なのは気軽に立ち寄れる機能。ゆったり過ごしたり話ができるスペースがあればよい。 敷居が低く、そこに行けば必要な情報を得られる施設に。
- ・ホールも施設へのなじみを増す機能としては重要であり、福祉や生涯学習などの機能を 複合するような方向が望ましい。

- ・正確な行政情報や的確なアドバイスが得られる場所があればよい。
- ・相談事業については、行政よりも民間の専門的な知識がある人に任せる方がよい。

#### ③ 設備・配慮事項などに関して

- ・新しい施設は、教育施設のような制限を取り払い、自由に利用できるようにすると同時に、現在公民館などの施設を利用して活動している団体が困らないような配慮が必要。
- ・特定の講座を受講することで資格が取れ、登録して市内で働くことができるような守口 市だけに通用するような資格付与はできないか(高齢者の生活援助など)。地域で働く 意欲をかき立てることにもつながるのでは。
- •1回目は引っ張ってつれて行かれても、2回目は自分から進んで行くような施設にして ほしい。
- ・雨の日に使えないが、全面芝生のグラウンドも悪くないと思う。
- ・施設には、救護室がほしい。行事の時に熱中症などで体調を崩した人を休ませたり、応 急措置ができる場所があるとよい。
- ・固定的な場所でなくても、必要な時にミーティングや事務作業ができるスペースや、資料がストックできる場所があればよい。(給湯室、自由に利用できるロビー、ロッカーなど。)
- ・和室は座るのがつらいという人が多いので、椅子と机の部屋の方が使い勝手が良い。また、トイレも洋式に。

### ④ 管理運営などに関して

- ・他市の施設も有料が一般的。持続的な施設運営のために、光熱水費程度の負担を求める ことも必要では。
- ・部屋代やコピー代を安くする発想では団体が自立できない。
- ・ボランティア活動に対して、活動場所を無償で提供してくれるような仕組みがほしい。
- ・使用料を払って、利用するかどうかは疑問である。登録団体は無料にするなどの配慮が 必要。
- ・行政が施設を管理すると発展性がなくなる。行政はあまり口を出さず、住民の好きにやらせることが必要だ。
- ・行政が一括で管理した方が良い施設もある。権限が一部の人に偏らないようにしてほしい。
- ・管理運営する人の教育が必要だ。
- ・最終的に重要なのは人。スタッフの研修を丁寧に行ってもらいたい。
- ・新施設の管理運営を透明化するためには、運営組織の長の任期制の導入も必要では。

#### ⑤ その他

- ・箱ものも大事だが、市民の意識改革も必要。公園の草抜きなどの身近なボランティア活動の大切さを PR し、子どもたちに見せていく場が必要。
- ・体育館は1・2ヶ月前に予約しなければ使えない状況にある。
- ・防災面では、近所の助け合いが大事。地域でフォローが必要な人の情報や、いざという 時に動ける人の連絡網が必要である。

# 6. 前提条件と方向性のまとめ

# (1) まちづくりの推進

地域コミュニティ拠点施設は、本市の将来都市像を見据えたまちづくりの実現に向けて、 人口減少・少子高齢社会への対応、人と人とのつながりが薄れつつある状況下での地域のあり方や協働型社会の進展を考慮しつつ、まちづくりの推進に寄与することが求められる。

#### 【方向性】

- 1) 人口減少や少子高齢社会のまちづくりに対応すること
- 2) 人と人とのつながりを深め、地域活動の活性化に資すること
- 3) 市民参加・協働を促進すること

### (2) 地域コミュニティの形成・発展

地域コミュニティ拠点施設は、地域コミュニティの形成・発展を通じ、地域の人々や団体による自主的なまちづくりを支援することが求められる。

また、地域のさまざまな人々に居場所や活動機会を提供することにより、生きがい形成や 地域の魅力創出・活性化に向けた事業が展開されることを期待する。

#### 【方向性】

- 1) 地域を中心に市民や団体のさまざまな交流やネットワーク形成を促進すること
- 2) 施設・事業において企画などのすべての段階で市民や団体が参加・参画できること
- 3) 生きがいづくり、子育て支援、防災支援などの多様な地域ニーズに対応できること

# (3) 地域社会への貢献

地域コミュニティ拠点施設は、地域の人々が気軽に立ち寄り、交流することができ、地域の誇りとなり、地域に愛される施設をめざすことが求められる。

#### 【方向性】

- 1) 地域の人々に愛され、末永く利用される施設であること
- 2) 誰もが気軽に立ち寄れ、利用できる施設であること
- 3) 地域特性や歴史・文化に配慮した施設であること

# 第2章 基本目標

# 1. 地域コミュニティ拠点施設の性格

### (1) 地域コミュニティ拠点施設の意義

地域コミュニティを、「日常生活やコミュニケーションなどにおいて、人々のつながりや交流のあるまとまり・集団」ととらえる。

地域コミュニティには、血縁・地縁を中心とする「近隣レベル」から、中学校区などの「中間レベル」、市域全体を包括した「全市レベル」まで多様な範囲があり、その課題も少子高齢化や大規模災害への対応など多様化・高度化してきている。

#### <地域コミュニティの範囲>

		- <del></del> -1-	h. S.
	*に「米」、 か コ	←広‡	或レベル→
	近隣レベル	中間レベル	全市レベル
範囲	隣近所 ~ 小学校	区 ~ 中学校区 ~	~ 全市
対応する 組織等	組・班、自治会・町会 自主防災組織 地区福祉委員会 小学校 PTA	中学校 PTA 公民館運営委員会	
施設等	地域・町会の集会所 商店街空き店舗・空き家 福祉施設・事業所 等 小学校	中学校 公民館	ムーブ 21 文化センター 市民体育館 等

本市のコミュニティづくりは、第2次大戦後の人口急増を受けて、地域における社会教育の拠点である公民館を中心に展開されてきた。しかし、近年は、生活様式や価値観の多様化、交通手段やインターネットの発達に伴い、自治会・町内会の加入率低下に象徴されるように近隣レベルでの結束が弱まり、より広域での人の動きが活発化してきている。こうしたなかで地域コミュニティづくりの推進方策についても見直しが必要となっている。

また、コミュニティの意義も、かつては隣近所をはじめとする仲間づくりが重視されていたが、近年は住民主体のまちづくりを推進し"地域力"を高めることに重点が置かれている。

一方、少子高齢化に伴う子育で・介護問題の深刻化、防災対策の重要性などは増大しており、近隣レベルでの相互扶助の取り組みなどが再認識され、地域コミュニティの活性化が大きな課題の一つとなっている。

このような状況から、地域コミュニティの活性化を図るため、特に近隣レベルの地域コミュニティが抱えるさまざまな課題の解決に関して相談や支援などを行う「広域レベル」の地域コミュニティ拠点施設を整備することとした。

### (2) 地域コミュニティ拠点施設の配置

地域コミュニティ拠点施設は、地域の人々のつながりや交流を深め、自らが中心となって地域課題等に積極的に取り組む意欲を高揚することなど「地域力」の向上をめざす施設であり、地域コミュニティの活性化や再生などに関して総合的・横断的に相談や支援を行うことができるよう、地域コミュニティの基本である小学校区のまとまりや道路・鉄道網、土地利用などの都市構造に配慮しつつ、「広域レベル(中間レベル〜全市レベル)」での施設整備を進める。(「地域コミュニティ拠点施設検討懇話会」では3~5館の配置が提言されている。)また、各館の規模や機能などは、一律ではなく、それぞれの圏域内の人口や地域特性などを考慮して検討する。

なお、広域レベルで配置する効果や留意点は次のとおりである。

#### <広域レベル(中間~全市)で配置する効果・留意点>

#### 効果・留意点

#### 地域コミュニティの活性化への寄与

・地域コミュニティの多様性を許容し、幅広い人的ネットワークの形成が期待できる。

### 地域コミュニティの自主性・主体性の重視

・隣近所など特定の枠組みにこだわらず、地域コミュニティの形成・発展を見守る必要がある。

#### まちづくりの推進

- ・福祉や防災・防犯、地域の活性化などは、高度な対策や広域的な対応が必要とされる。
- ・都市計画マスタープランでは、東部と西部で区分している。

#### 10・20 年後の施設管理

- ・人口が減少し、小中学校区の統合が進む。
- ・地域ごとに限らず、いろいろなまとまりができ、発展すると想定される。

# (3) 地域コミュニティ拠点施設の基本理念

地域コミュニティ拠点施設は、本市の将来像"育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うま 守口"の実現に向けて、

- ○さまざまな市民・市民グループが気軽に憩い、出会い、交流し、自然にネットワークが生まれる拠点
- ○市民同士、市民と行政、市民と企業との協働を進め、身近な取り組みから地域社会を創造 (再生) する拠点

となることをめざす施設であることから、基本理念を次のように設定する。

### <地域コミュニティ拠点施設の基本理念>

①地域における交流やネットワークの形成



誰もが、気軽に立ち寄り、つながり、交流できる空間、利用 者や団体などの相互の交流やネットワークが自然に生まれる ような場となることをめざす。

②地域主体のまち づくりの推進



市民参画によるさまざまなまちづくり活動の促進などにより、本市の協働のまちづくりの推進拠点、地域主体・地域発のまちづくりが生まれ育つ拠点をめざす。

③地域コミュニティを担う人材等 の発掘と育成



市民主体の管理運営などにより、地域コミュニティの育成・発展に資する人材や資源の発掘と養成をめざす。

④防災まちづくり の推進



災害時の情報拠点や災害ボランティア活動拠点などを整備することにより、地域防災リーダーの養成や自主防災グループ活動の充実への寄与をめざす。

⑤地域文化の継 承・発展



周辺環境との調和を図りつつ、地域の歴史・文化の継承・発展や地域への愛着の高揚への寄与をめざす。

⑥持続可能な施設 整備と管理運営



資源の有効利用やエネルギーの自給率向上を図りつつ、バリアフリー化等による安全・安心の施設づくりや、平等性・開放性・透明性を重視した施設運営をめざす。

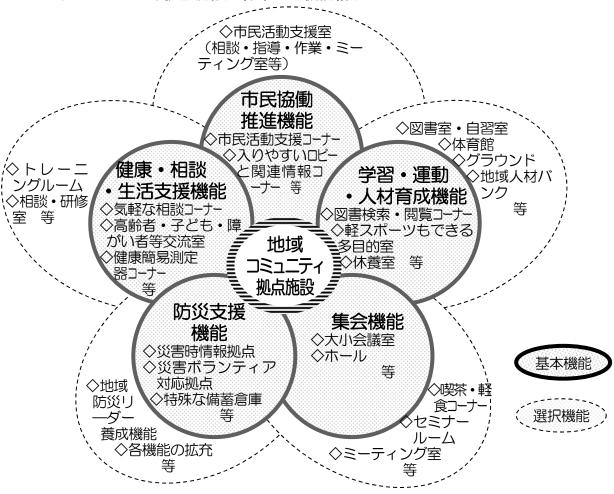
# (4) 地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割・機能

地域コミュニティ拠点施設は、意義や基本理念を受け、次のような基本的な役割を担うこととする。

- 1) 近隣レベルを含む、多様な地域コミュニティの育成・発展に資する
- 2) 福祉・健康、教育・文化などの特定の分野に偏らない多機能を担う
- **3)** 地域住民に愛される施設となるよう、地域特性や地域特有のニーズを積極的に取り入れ、地域課題の解決に資する
- **4)** 地域コミュニティの中核となる人材、団体間の交流・協力を促すコーディネーターなどを養成し、地域活動の支援に資する
- 5) まちづくりに寄与する他の施設と連携し、これらのネットワークの中核となる

また、地域住民の意向や地域の特性などにより異なるものの、次のような機能構成を標準に設定する。

### <地域コミュニティ拠点施設の標準的な機能構成イメージ>



# <地域コミュニティ拠点施設に必要と想定する機能>

	▽地域コミユーノ1拠点心政に必安と心足りる版化/							
基本機能	選択機能							
市民協働推進機能								
・関連情報が得られる市民活動支	・市民活動支援室(相談・指導コーナー、作業・ミーテ							
援コーナー	ィングスペース など) など							
・入りやすいロビーと関連情報コ								
ーナー など								
健康•相談•生活支援機能								
・健康や福祉などに関する気軽な	・経験豊富な人々による相談室							
相談コーナー	・専門性や知識の向上、技能の習得などに活用できる研							
・高齢者や子ども・障がい者など	修室							
が安心して集える交流室	・子どもが自由に遊べるプレイルーム							
・血圧や体重などの健康簡易測定	・トレーニングルーム など							
器コーナー など								
学習・運動・人材育成機能								
・図書検索・閲覧コーナー	・閑静な図書検索・閲覧室、図書室							
・軽スポーツもできる多目的室	・練習コートがあり、指導員育成もできる体育館							
・応急措置や体調不良時の休息が	・多目的グラウンド、芝生広場							
できる休養室 など	・地域人材バンクの受付・相談 など							
集会機能								
・地域や団体のニーズに対応した	・設備の整った.セミナールーム、調理室、作業室							
大小会議室	・気軽に打合せができるミーティング室							
・各種発表会などの地域イベント	・喫茶・軽食コーナー など							
が開催可能なホール など								
防災支援機能								
・災害時に被害情報の集約や情報	・防災や減災などに役立つ情報コーナー							
発信を行う拠点	・地域防災リーダーの研修や資質向上のための諸室							
・災害時にボランティアの受け入	など							
れや派遣を行う災害ボランテ								
ィア拠点								
■ ・備蓄倉庫 など								

# 2. 地域コミュニティ拠点施設の管理運営

# (1) 基本的な考え方

地域コミュニティ拠点施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入する。

導入にあたっては、市民による自主的・主体的な企画・運営を行うことができるよう、管理と運営を一体的に行うか、または密接に連携させ、独立性と柔軟性の確保を指定管理者に求めることとする。

本来、管理運営主体は、住民団体・地域のNPOであることが望まれるが、管理は専門性・技術力が必要であり、住民団体等では効率的な管理は難しいものと想定されることから、当初段階においては、専門的で経験豊富な民間企業や外郭団体などとジョイント体制で管理運営を行うことも視野に入れることが考えられる。

なお、管理運営主体の選定に際しては、利用者及び地域住民の充分な意向把握を行い、中間段階でも随時、行政が関わり改善ができるようにしておくことが必要である。

### <参考 指定管理者の運営主体別比較表>

項目	住民団体-NPO	民間企業	外郭団体
概要	・自治会等による運営委員会 や地域のNPOが選定され る。	<ul><li>・ビルメンテナンスやスポーツ施設管理会社等が選定される。</li></ul>	・関連する市の外郭団体が選定される。
利点	・地域の特性やニーズに理解がある。 ・地域事情に応じた柔軟な運営が期待できる。 ・地域活動の育成・展開が期待できる。	・同種の業務に実績があり、 安定した運営が期待できる。 ・事務作業の迅速化・効率化 が期待できる。	・平等・公平な対応や他施設 との連携が期待できる。 ・組織横断的な対応が期待で きる。
欠点	・管理面での知識・経験が不 足する場合が多い。 ・成果における安定性に不安 がある。	<ul><li>・地域とのつながりは弱いことが多い。</li><li>・運営面において住民ニーズ等への対応を避ける傾向がある。</li></ul>	・運営面で融通が利かず、実 質的にコスト高となる可 能性がある。
効果等	・地域活動の活発化が期待できる。	・地域雇用の増加が期待できる。	・地域雇用の増加が期待できる。

# (2) 管理方針

管理にあたっては、運営への配慮を最優先とし、次のような視点が求められる。

# ① 利用者(市民)ニーズへの積極的な対応

施設・設備の管理においては、利用者の視点に立ち、運営が容易となるよう配慮すると ともに、利用者や地域住民の新しいニーズに対しても積極的に対応する。

また、市民が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入や、高齢者や子どもの安全性への配慮に努める。

### ② 持続可能な管理

施設・設備のライフサイクルコスト(整備・業務遂行・補修・交換・廃棄費用)の低減 とともに、災害時等のあらゆる状況に対応できるよう、防災・減災性能の強化とエネルギー自給率の向上に努める。

また、風や採光などの自然環境の活用や計画的更新により、施設・設備の長寿命化に努める。

#### ③ 管理状況のフォロー

施設・設備の管理データは、常に適切に保存し、必要に応じて閲覧できるようにするとともに、モニタリング制度を導入し、利用者等にもわかるよう「見える化」に努める。

また、将来的に市民団体などが管理業務を担うことも想定し、管理業務の簡易化・ルーチン化に努める。

### (3) 運営方針

行政とも対等の関係を保てるよう留意しつつ、人・団体間の自由な連携に基づく、市民の 参画・協働を先導する施設運営をめざす。

### ① 地域住民の誰もが関われる参画・協働を軸とする運営

市民と行政との協働という側面では、住民主導の強化に向け、行政に"やってもらう"という意識を払拭しつつ、地域住民の誰もがいつでも運営に関われる仕組みをめざす。また、地域コミュニティ拠点施設に関する情報を積極的に公開するとともに、ボランティアや NPO 組織などの多様な市民活動団体との交流・連携を促進し、協働のまちづくりの拠点としての機能をめざす。

#### ② 効率的かつ持続可能な運営

地域コミュニティ拠点施設は、市が実施するコミュニティ施策の中核的な役割を担う"公の施設"であるものの、さまざまな市民活動の拠点であることから、市民間の公平性等にも配慮し、効率的な運営と、長期にわたる持続可能な運営(経営)のため、利用料の負担を求める。

また、運営ノウハウが蓄積され、後継者や地域コミュニティを担う人材が育成されるなど、市民や団体による自己発展的な運営をめざす。

### ③ 地域コミュニティ拠点施設ならではの地域に根ざした運営

集会所等では対応できない地域ニーズを受け入れ、利用者、主催者等との信頼関係の構築を図るなど、拠点施設ならではの地域に根ざした柔軟な運営をめざす。

特に、地域コミュニティの形成・発展に資する人材の育成や地域からの情報発信に重点を置く運営をめざす。

#### ④ 市内各施設との連携

市内各地域にある集会所や、現在市民の文化芸術活動や交流活動の場となっている各施設と連携し、市民活動の中核的な拠点をめざす。

#### ⑤ 透明性の高い運営

施設運営や実施した事業の成果を適宜検証するとともに、運営全般に関しても、地域住民の意向を重視しつつ評価し、改善できるような透明性の高い運営をめざす。

### (4) 運営ルールの設定

実践的で柔軟な運営を行うことができるよう、次のような運営ルールを設定し、指定管理者に配慮を求める。

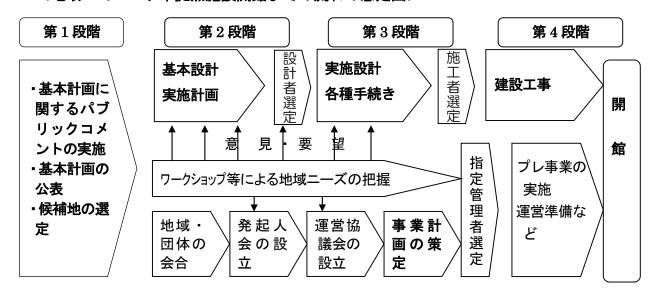
- (ア) 会議室、ホール等の利用は基本的に有料とする。ただし、利用内容などに応じた柔軟な料金体系を検討する。
- (イ) 新施設の利用は、コミュニティに悪影響を与えたり、館内の風紀を乱したりする可能性のある場合を除き、管理運営主体の個別の判断をまじえて幅広く認める方向で検討する。
- (ウ) 講演会、専門家を招く学習会、調理講習会などは、企画、広報、講師謝礼等に費用がかかるため、地域課題への対応などを目的とするものであれば、応分の参加費の徴収や、ロビーなどでの関連図書や成果物の販売も可能とする。
- (エ) 予約は、原則として、公開抽選による。ただし、公共性の高い利用、地域行事などについては優先予約などについて検討する。
- (オ) 深夜や早朝の利用についても、利用者責任や利用ルールなどを明確にし、導入可能性を 検討する。
- (カ) 地域内外の関連施設とネットワークを形成し、イベント開催内容や利用状況がわかるようにするとともに、利用手続きもできるようなシステムの導入を検討する。
- (キ) 周辺施設等との協力を含め、十分な駐車・駐輪スペースを確保し、歩行者空間の整備促進を図るなど、アクセシビリティ\*\*の向上に配慮する。
- (ク) 独自の会報・ニュースなどを発行することにより、管理運営内容の周知に努めるとともに、管理運営主体への監査機能を強化し、透明性の増大を図る。
- ※アクセシビリティ: 高齢者・障害者を含む誰ものアクセスしやすさ、接近可能性、利用しやすさなどの 度合い

# 3. 整備の進め方

### (1) 施設整備の推進

地域の受け入れ気運を高めつつ、全館の早急な整備に向け、地域コミュニティ拠点施設の開館に向けた基本的な流れを想定する。

### <地域コミュニティ拠点施設開館までの流れの想定図>



# (2) 既存公共施設の活用

地域コミュニティ拠点施設は、ライフサイクルコスト (整備・業務遂行・補修・交換・ 廃棄費用)の低減が見込める場合など、既存公共施設を活用することについても検討する。

# (3) (仮称) 運営協議会の設立

地域コミュニティ拠点施設は、協働のまちづくりを推進するうえで、地域に多様な住民 組織ができ、多方面において住民主体のまちづくり活動が展開されることに寄与する施設 であることが望まれる。

このため、地域住民や多様な住民組織による「(仮称)運営協議会」が形成され、住民主体のまちづくりのステップボード(跳躍板)となることが期待される。

なお、(仮称)運営協議会は、当初は任意団体として、将来的には法人化をめざすことが 考えられる。

# (4) (仮称) 地域館等によるネットワークの形成

身近な地域における施設整備の要望が強いことから、住民主体の運営が見込まれる地域 については、地域コミュニティ拠点施設の一部機能を有する「(仮称) 地域館」の設置を検 計する。

この(仮称)地域館は、市街地内の空きスペース(空き家・空き店舗など)を地域コミ

### 守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画

ユニティの育成・強化に積極的に活用する手段ともなることが期待される。また、各地域 の自治会などとの連携により集会所を活用することなども考えられる。

(仮称) 地域館の充実を通じ、地域コミュニティ拠点施設を中心とした交流施設ネット ワークの形成が進み、地域の魅力が高まるとともに地域力の向上も期待できる。

# 4. 実現に向けた配慮事項

# (1) 施設づくりでの配慮~ハコづくりからソフト充実へ~

地域コミュニティ拠点施設づくりは、それ自体が地域コミュニティ育成・強化の第一歩と考えるべきである。重要なのは"施設(ハコ)づくり"ではなく、施設の計画・運営に関わる諸事業(ソフト)である。

このため、地域コミュニティ拠点施設の計画や運営においては、多くの市民が積極的に関わり、地域で自主的な管理運営組織の形成に向けての取り組みを進めるとともに、地域課題の解決に向け、ソーシャル・ビジネス\*を含むさまざまな活動の立ち上げなどを試行することが想定される。

また、地域コミュニティ拠点施設は、地域のさまざまな活動の立ち上げや広がりを促進し、 継続できるよう支援することをめざして整備を進める。また、市民についても、地域活動へ の関心が高まり、地域コミュニティ拠点施設の整備や運営に主体的に関わることで、地域課 題の解決や地域力の向上に向け、さまざまな地域活動が活発に展開されることが期待される。

※ソーシャル・ビジネス:少子高齢化、環境問題などの社会的課題を持続可能な事業として自ら解決しようとする活動

### (2) 地域人材等の活用~地域の人材や資源の発掘と活用~

施設管理は、一般住民には困難な部分はあるが、経験豊富なシニア層などさまざまな人材を活用することも考えられる。さらに、魅力的なソフト事業の開発などにより、女性や子育て世代などの新たな人材や資源を発掘・活用でき、地域力の強化や地域の魅力増大につながることも期待できる。

また、周辺の大学などとも連携することで、最新の情報や知見を入手でき、学生などの若い人々の協力や集客にもつながる可能性も期待できる。

このように、地域コミュニティ拠点施設の整備・運営を契機として、市民が地域課題に対する意識や関心を高め、地域課題の解決に向けての活動などへの参加・参画が進むなど、地域の潜在的な人材や資源が積極的に発掘・活用されることをめざす必要がある。

# (3) (仮称) 地域館等の充実~地域ネットワークづくり~

地域コミュニティが活性化し地域の魅力が増大することは、子育て世代や若年層などの定着・定住や転入を促進し、新たな住民の増加にもつながることが期待できる。

このためには、地域コミュニティ拠点施設の整備とともに、身近なコミュニティ活動の場となる(仮称)地域館を形成し、参加・参画の機会を充実していくことが考えられる。そこで、地域での自主的な管理運営組織の形成などに向け、市民の地域や地域活動への関心、まちづくりへの参加・参画意欲の高揚などが望まれる。

また、(仮称)地域館の整備や運営への支援策の充実とともに、市内各地の集会所の活用などに関して自治会などへの積極的な働きかけを検討していく必要がある。

# (4) 協働型まちづくりの推進

地域コミュニティ拠点施設の管理運営において、行政の関わり方は極めて重要である。特に、協働型まちづくりを推進するためには、地域住民の自主性と行政の支援が相乗効果を発揮するよう配慮することが必要とされている。

このため、地域コミュニティの形成・発展や協働型まちづくりに関する支援策を充実していくことが必要である。

# 第3章 基本計画

# 1. 施設数・規模の設定

市民参加・参画による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を支援するため、地域コミュニティ拠点施設を早急に整備することが必要とされている。

地域コミュニティ拠点施設は、広域エリアに設置することから、多様な市民ニーズを包括するため、一定規模の施設が必要とされる。

そこで、必要な機能を包括できる基本的な規模として、2,000 ㎡を設定する。

今後、基本的規模(2,000 m²)を最小として、地域状況に応じて機能や施設規模を変化させていくこととする。

なお、3 館の整備にあたっては、立地場所・敷地条件、地域特性などに応じて、規模や機能を付加することとなり、既存の公共施設や(仮称)地域館などとの連携・役割分担なども考慮することが想定される。

以上のことから、施設数を3館(東部、中部、南部エリアそれぞれに1館)と設定する。

### **<各エリアに所在する主な公共施設・コミュニティ施設>**

東部 エリア	・生涯学習情報センター(H5)新耐震 ・児童センター(S59)新耐震 ・さんあい広場さた(S48) ・庭窪公民館(S42) ・東部公民館(S49) ◇地域集会所 54 カ所	・佐太老人福祉センター (S45) ・ふれあいの家 (S50) 耐震化対応 ・さんあい広場とうだ (S46) ・庭窪公民館分室 (S50) ・東公民館 (S44)
中部エリア	・教育文化会館(S46) ・障害者・高齢者交流会館(H5)新耐震 ・八雲東公民館(S57)新耐震 ◇地域集会所 19 カ所	<ul><li>・国際交流センター (S54)</li><li>・中央公民館 (S46)</li><li>・北部公民館 (S60) 新耐震</li></ul>
南部 エリア	・文化センター (S60) 新耐震 ・子育て支援センター (H9) 新耐震 ・さんあい広場かすが (S33) ・三郷公民館 (S43) ・錦公民館 (S44) ◇地域集会所 33 カ所	<ul> <li>・市民体育館(S59)新耐震</li> <li>・菊水老人福祉センター(S59)新耐震</li> <li>・さんあい広場さんごう(S39)</li> <li>・南部公民館(S53)</li> <li>・西部公民館(S62)新耐震</li> </ul>

注:() 内は竣工年(S:昭和、H:平成)

# 2. 各エリアの状況

# (1) 東部エリア

守口市東部で、旧庭窪町の大部分を含み、東側は寝屋川市に接する。中央部を北東から南西に主要地方道京都守口線が走り、南北に主要地方道八尾茨木線が通っている。

京都守口線沿線と京都守口線以北は、地下鉄・大阪モノレール大日駅周辺、以南の大半は京阪本線沿線とつながる地域構造となっている。

主な公共施設としては、中学校3校、小学校7校、公民館3館1分室の他に、西方に生涯学習情報センター(ムーブ21)、中央に児童センター、ふれあいの家、北東に佐太老人福祉センターがある。

守口市地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査によると、庭窪・佐太小学校区は、生涯学習情報センター (ムーブ 21) の利用率が比較的高くなっている。また、地域コミュニティ拠点施設における企画・運営への参加意向では、全般に「参加しない」意向が比較的少なく、庭窪小学校区では「参加したい」意向が比較的多くなっている。

<参考 生涯学習情報センターと文化センターの利用率>

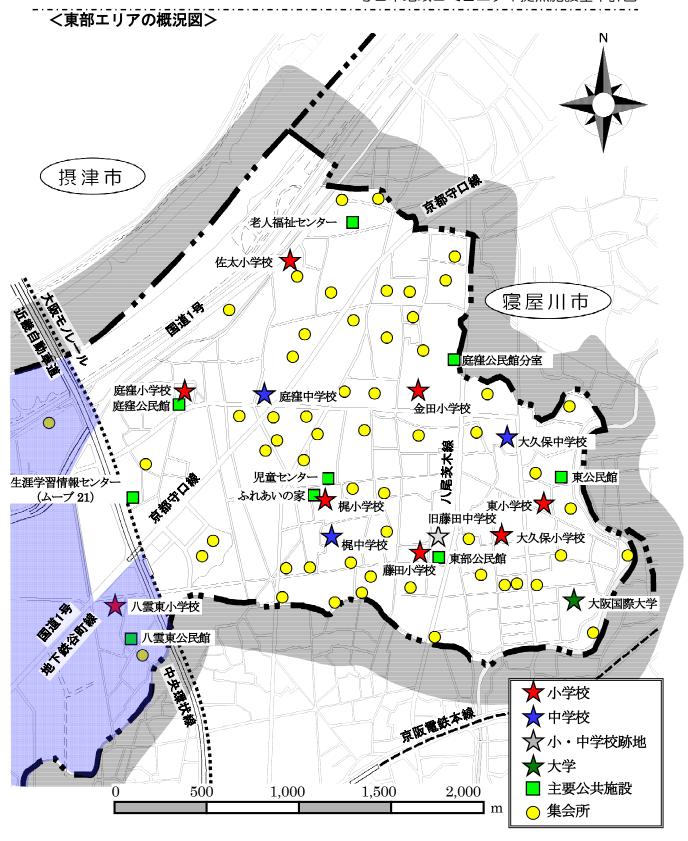
		生涯学習情	青報センター(	ムーブ 21)	文化センター			
		利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない	利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない	
す	部エリア	49.1%	16.9%	50.9%	24.8%	3.0%	75.2%	
	庭窪小学校区	63.5%	31.7%	36.5%	19.2%	3.8%	80.8%	
	佐太小学校区	63.8%	17.0%	36.2%	30.4%	2.2%	69.6%	
	金田小学校区	49.0%	11.8%	51.0%	28.9%	0.0%	71.1%	
	梶小学校区	45.5%	15.2%	54.5%	20.0%	0.0%	80.0%	
	藤田小学校区	35.6%	6.7%	64.4%	16.3%	2.3%	83.7%	
	大久保小学校区	36.7%	16.3%	63.3%	26.0%	6.0%	74.0%	
	東小学校区	42.1%	13.2%	57.9%	32.4%	5.4%	67.6%	

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

く参考 地域コミュニティ拠点施設における事業等の企画・運営への参加意向>

		ぜひ・条件があえ ば、参加したい	参加は不明だが、 関わりを考えたい	参加しない
す	マ 部エリア	45.8%	42.1%	12.1%
	庭窪小学校区	51.9%	40.7%	7.4%
	佐太小学校区	47.7%	40.9%	11.4%
	金田小学校区	43.2%	40.9%	15.9%
	梶小学校区	37.5%	55.0%	7.5%
	藤田小学校区	45.5%	36.4%	18.2%
	大久保小学校区	45.6%	45.6%	8.8%
	東小学校区	47.5%	35.0%	17.5%

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)



## (2) 中部エリア

京阪電鉄本線以北で、旧守口町を中心とするエリアであり、地下鉄谷町線が通っている国道 1 号沿線と淀川周辺の地域で構成されている。東側は、事業所など非居住地が多く、交通条件が良いので、マンション立地も多いと想定される。国道 1 号沿線は、市役所などの行政関連施設が集中している。また、京阪電鉄本線の各駅周辺には多くの商業施設が立地している。

主な公共施設としては、中学校 2 校、小学校 4 校、公民館 3 館の他に、西方に障害者・高齢者交流会館、国際交流センター、中央公民館・教育文化会館などがある。

地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査によると、地域コミュニティ拠点施設における企画・運営への参加意向では、下島小学校区を除いて、相対的に低くなっている。下島小学校区は参加意向が高く、比較的遠いものの、生涯学習情報センター(ムーブ 21)や文化センターの利用率も高い。また、八雲東小学校区は、生涯学習情報センター(ムーブ 21)の利用率が高い。

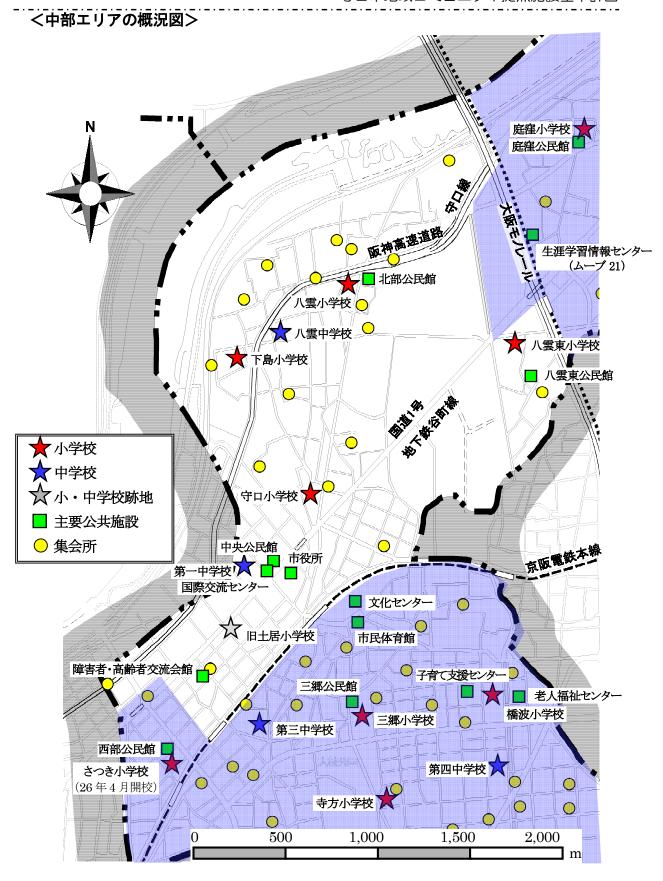
<参考 生涯学習情報センターと文化センターの利用率>

		生涯学習情	青報センター(	ムーブ 21)	文化センター			
		利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない	利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない	
ᅧ	9部エリア	50.0%	14.8%	50.0%	33.2%	4.4%	66.8%	
	八雲東小学校区	62.9%	25.7%	37.1%	37.9%	0.0%	62.1%	
	八雲小学校区	46.2%	15.4%	53.8%	24.2%	0.0%	75.8%	
	下島小学校区	60.5%	23.3%	39.5%	47.6%	11.9%	52.4%	
	守口小学校区	43.0%	6.5%	57.0%	31.2%	5.4%	68.8%	

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

<参考 地域コミュニティ拠点施設における事業等の企画・運営への参加意向>

		ぜひ・条件があえ ば、参加したい	参加は不明だが、 関わりを考えたい	参加しない
4	9部エリア	43.2%	41.1%	15.7%
	八雲東小学校区	28.2%	51.3%	20.5%
	八雲小学校区	41.4%	34.5%	24.1%
	下島小学校区	51.9%	44.2%	3.8%
	守口小学校区	45.5%	39.4%	15.2%



#### (3) 南部エリア

京阪電鉄本線以南で、旧三郷町の大部分を含むエリアであり、大阪市と門真市に挟まれている。南北の国道 163 号が骨格を形成しており、公共施設は京阪電鉄守口市駅周辺などに集中しており、下町的な町並みを残している地区がある。京阪電鉄本線以南で国道 163 号以北は、古い木造住宅が密集した地区が多い。国道 163 号以南は、北側は国道 163 号以北と同様であるが、南側は住工農混在地区であり、工場跡などへの住宅の新規立地がみられ、人口減少傾向は比較的少なくなっている。

主な公共施設としては、中学校 4 校、小学校 7 校、公民館 4 館の他に、守口市駅周辺に文化センター、市民体育館、東側に保健センター・子育て支援センター、菊水老人福祉センターなどがある。また、エリア北西部の第三中学校区では、小中一貫校の整備が進められている。このほか、京阪電鉄西三荘駅から鶴見緑地にかけて南北の西三荘ゆとり道がある。

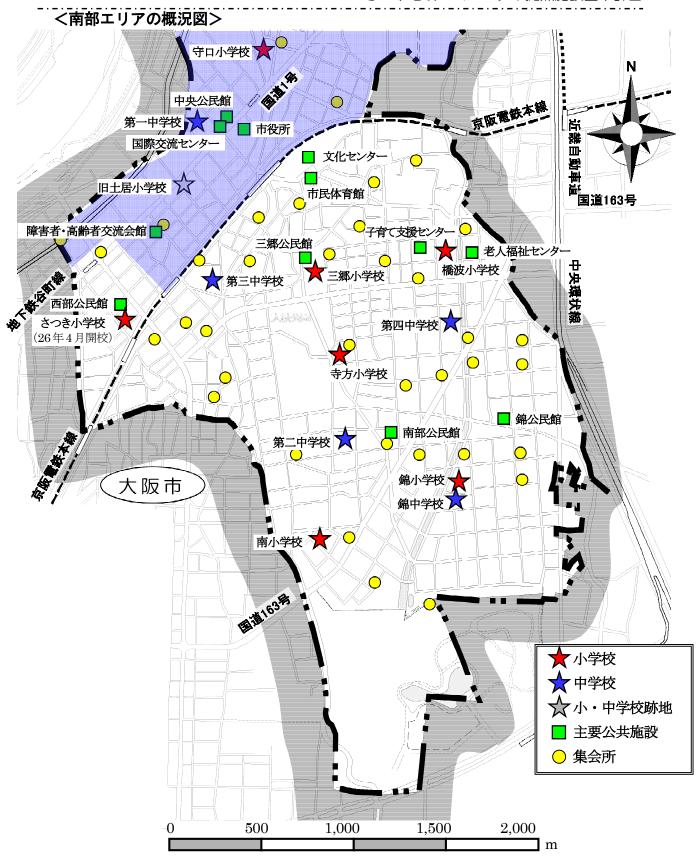
<参考 生涯学習情報センターと文化センターの利用率>

	生涯学習情	青報センター(	ムーブ 21) 文化センター			
エリア	利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない	利用している	うち、月 1 回 以上利用	利用していない
南部エリア	31.8%	5.6%	68.2%	35.9%	6.0%	64.1%
滝井小学校区	37.7%	7.5%	62.3%	40.7%	7.4%	59.3%
春日小学校区	37.0%	7.4%	63.0%	33.9%	8.9%	66.1%
三郷小学校区	26.8%	4.9%	73.2%	41.9%	7.0%	58.1%
橋波小学校区	31.6%	3.5%	68.4%	36.8%	7.0%	63.2%
寺方小学校区	35.4%	10.4%	64.6%	39.6%	7.5%	60.4%
南小学校区	27.6%	3.4%	72.4%	30.0%	3.3%	70.0%
錦小学校区	23.6%	1.8%	76.4%	27.3%	0.0%	72.7%

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

〈参考 地域コミュニティ拠点施設における事業等の企画・運営への参加意向〉

エリア		ぜひ・条件があえ ば、参加したい	参加は不明だが、 関わりを考えたい	参加しない	
Ē	南部エリア	47.0%	38.6%	14.4%	
	滝井小学校区	41.2%	39.2%	19.6%	
	春日小学校区	41.4%	39.7%	19.0%	
	三郷小学校区	51.1%	33.3%	15.6%	
	橋波小学校区	44.2%	48.1%	7.7%	
	寺方小学校区	48.9%	34.0%	17.0%	
	南小学校区	46.2%	41.0%	12.8%	
	錦小学校区	56.4%	34.5%	9.1%	



## 3. 基本施設計画

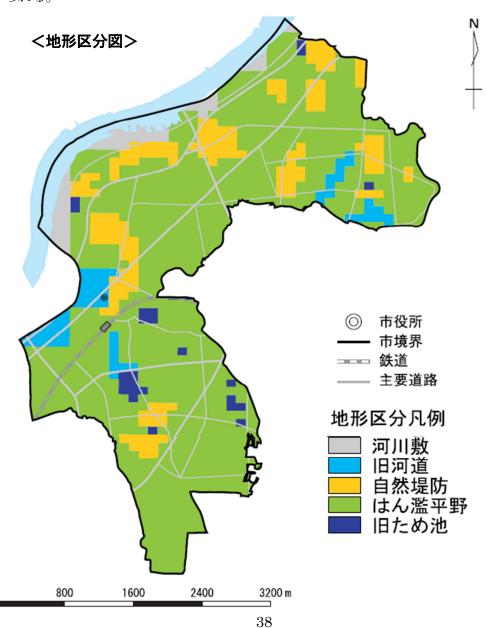
## (1) 基本設定

#### ① 前提条件

地域コミュニティ拠点施設の施設規模を、想定される各機能を包括できるものとして 2,000 ㎡程度と設定する。また、建物周辺のゆとり、玄関周り、駐車場面積などを想定すると、敷地面積は概ね 3,000 ㎡を想定する。

## ② 地盤条件

守口市は全域に自然堤防が点在しており、その部分を除いては、沖積平野で、表層部より軟弱地盤が続いている所が多い。従って、地域コミュニティ拠点施設の立地場所は、防災上の観点からは自然堤防の位置が望まれるが、自然堤防以外の地域でも、住宅に適した中間支持層が5~6m程度と浅い所も多いことから、絶対的な制約条件にはならないと考えられる。



## (2) 基本プラン

#### ① 敷地計画

地域コミュニティ拠点施設は、集まりやすく、目立ちやすいことが望ましいことから、 例えば、建物を道路沿いに、駐車場入り口も交通混雑に配慮して設置することや、自由通 路などを設け、内部まで入りやすくする工夫も考えられる。

駐車・駐輪場は、可能な限り大容量を確保することが必要である。

#### <法規制対応>

◇敷地面積:3,000 m²

◇建築面積: 1,250 ㎡ (建ペい率: 41.7%)◇延床面積: 2,000 ㎡ (容積率: 66.7%)

### ② 構造・設備等計画

◇構造:RC造ラーメン構造とし、適宜支持地盤までの杭を設置する。

◇設備等:安全性の高い快適環境の創出に努め、ユニバーサルデザインを導入するとともに、次のような環境配慮型設計に努める。

#### <環境配慮事項例>

項目	配慮事項例							
省エネル	・外壁の方位、室の配置等に配慮して建築物の配置計画及び平面計画を策定							
ギー化	・外壁、屋根、床、窓及び開口部での断熱性の高い素材の採用							
	・窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等による日射							
	熱負荷の低減							
	・室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策							
	定							
	・風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定							
	・適切な空気調和設備の制御方法を採用							
	・エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用							
環境との	・太陽光または太陽熱を利用したシステム(太陽光発電設備、太陽熱集熱器等)							
調和	の導入							
	・オゾン層を破壊しない断熱材と空調冷媒の選択							
	・地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するとともに、屋上の緑化又							
	は高反射率塗装の塗布							
	・雨水浸透施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面緑化、							
	玉石敷き等)の設置							
	・地上部及び建築物上の積極的な緑化							

## ③ **建築計**画

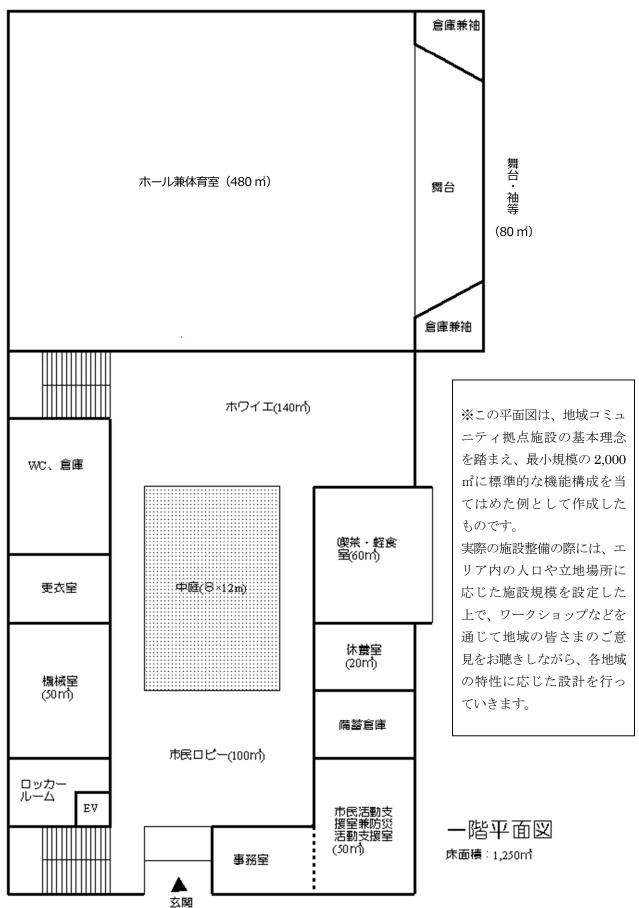
基本プランの面積表・各室の概要を示す。

地域特性や地域住民のニーズに対応して、各室の規模・形状を変更し、トレーニングルーム、スタジオ、展示室などを確保することが考えられる。

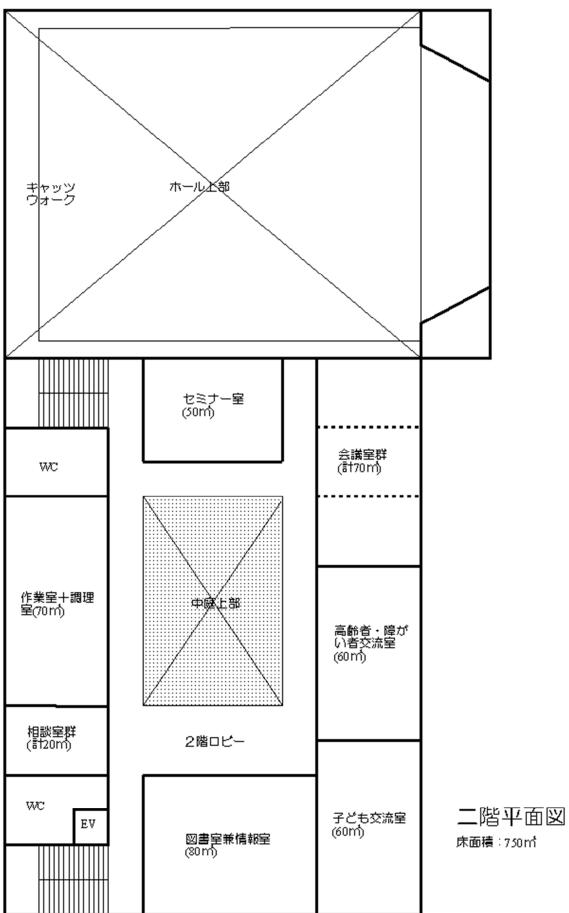
## <基本プラン 面積表・各室概要>

		1995 女/マネ	<del>恤 西</del>
区分	室名	面積(m)	概要
1階	事務室	20	指定管理者等が常駐。市民活動支援室との一体化
			も考えられる。
	市民活動支援室兼防	50	日常的には市民団体や NPO 等が打ち合わせや会
	災活動支援室		議で自由に使用可能
	ホワイエ	140	ホール等に付帯。中庭に面し、日常的には自由な
	·		交流空間として利用可能
	ホール兼体育室	480	椅子席で 300~400 人収容可能
	7 7 7 7 17 17 17	100	スポーツ推進員養成可能
	休養室	20	応急処置ができ静養ベッドが付帯。外部からも利
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	20	用可能とする。
	無人 姑您	00	講演会、発表会等で利用。道路に面するなど大道
	舞台・袖等	80	
	ntn tr +v & -	00	具等の搬出入は容易にする。
	喫茶・軽食室	60	
			民ロビーなどにもサービスの提供が可能。外部か
			らも直接利用可能
	市民ロビー	100	中庭に面し、日常的には自由な交流空間として利
			用可能
	その他	300	WC、倉庫、ロッカールーム、廊下、階段 など
	計	1,250	
2 階	子ども交流室	60	両施設とも多様な利用ができる教室サイズの空間
			であり、一部畳敷きにするなどの工夫が可能。
	障がい者・高齢者交	60	室間のしきりを除き、子どもと高齢者(障がい者)
	流室		の共同利用も考えられる。
	図書室兼情報室	80	関連公共施設等と結び、パソコンで図書検索や情
		00	報入手ができるようにする。
	 中小会議室群	70	中大規模程度までの集会に対応
	177、玄峨圭州	10	〒八州代生区 & くい未式に刈心
	相談室群	20	
	1000=247	20	
	 セミナー室	50	   教室形式で 30~40 人のセミナーが可能。
		50	視聴覚設設備を備える。
	調理室・作業室	70	NPO等によるひとり暮らし高齢者への配食サー
	-   -   -   -   -   -   -   -	70	- 4
	7. 0. lih	0.40	ビス等も考えられる。
	その他	340	WC、倉庫、廊下、階段 など
			2階ロビーには、健康簡易測定器を配置
	計	750	

## <基本プラン 1階平面図(案)>



## <基本プラン 2階平面図(案)>



## (3) 管理運営計画

第2章の基本目標の管理・運営方針および運営ルールに従い、指定管理者を選定する。 運営にあたっては、地域ニーズや地域特性などを踏まえ、住民や市民団体などによる運 営協議会を組織し、管理運営にあたることをめざす。

## <運営協議会のイメージ>

#### 運営協議会

…基本的に会員の全員参加による意思決定の場

#### 役員会

・・・・日常的な意思決定の場(会長、副会長、会計など4~5人)

#### ≪専門委員会≫

	企画委員会	協議会の運営、催し等の企画・立案
	広報委員会	協議会の HP、広報パンフの運営
_	図書委員会	図書・情報室の管理・運営
	喫茶委員会	喫茶・軽食室の管理・運営
	イベント委員会	主要イベントの計画・実施・評価

#### ≪部 会≫

 ハ・ケエ	4n A
化活動	ᄣᆇ
ᄓᄓᄑᆂ	10172

…芸術祭、発表会、コンサートなどの企 画・実施・運営

#### ■子育で・共生部会

- …子育てママ・パパ交流会・研修会、子育 て交流室活用などの企画・実施・運営
- ■健康づくり・スポーツ部会
- …ハイキング・スポーツ大会、食育・健康 管理教室などの企画・実施・運営

### ■協働・ボランティア部会

- …行政・企業との協働、ボランティア交流 会・研修会などの企画・実施・運営
- ■高齢者・障がい者支援部会
- …介護人交流会・研修会、高齢者・障がい 者交流室などの企画・実施・運営
- ■くらし・情報部会
- …防災・防犯まちづくり研修、パソコン教 室などの企画・実施・運営

## 3. 個別施設計画の留意点

## (1) 東部エリア

現在の人口は、約6万人であるが、平成37年(2025年)には5.4万人(現状の約9割) まで人口減少が進む可能性がある。

地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査では、地域コミュニティ拠点施設に「必要な機能」、「利用方法」、「希望する施設・設備」は、おおむね全市平均と同様であるものの、他のエリアと比べると「必要な機能」では"生涯学習機能"や"健康増進機能"の要望が多く、「希望する施設・設備」では"児童コーナー"の要望が少なくなっている。

これらのことから、高齢社会への対応に関心が高いことが想定される。

立地場所や機能においては、主要地方道京都守口線以北の庭窪・佐太小学校区は、生涯学習情報センター(ムーブ21)の利用率が高く、生涯学習情報センターとの役割分担を考慮することが必要である。また、都市計画マスタープラン(平成24年9月)では金田公園周辺(金田小南部)を東部地域核と設定しており、関連づけなどを検討することも考えられる。

〈東部エリアの現況人口・将来推計人口(人口構成比)〉

		** * *****	
	平成 25 年 (2013 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 52 年 (2040 年)
東部エリア 総人口	60,580 人	54,000 人	45,200 人
0~14 歳	12.8%	8.0%	7.7%
15~64 歳	60.7%	62.8%	54.0%
65 歳以上	26.5%	29.2%	38.4%

※各年10月1日データ(ただし、平成37年(2025年)・平成52年(2040年)は推計値(概算))

<地域コミュニティ拠点施設に必要な機能>

エリア 小学校区	防災機能	生涯学習機能	市民交流機能	健康増進機能	保健福祉機能	その他
全市平均	52.5%	27.5%	17.3%	22.7%	26.4%	5.5%
東部エリア	48.5%	30.4%	15.9%	26.0%	26.7%	3.7%
庭窪小学校区	44.9%	36.2%	17.4%	24.6%	27.5%	4.3%
佐太小学校区	48.2%	39.3%	17.9%	32.1%	25.0%	5.4%
金田小学校区	51.7%	20.7%	15.5%	25.9%	36.2%	1.7%
梶小学校区	51.0%	17.6%	19.6%	25.5%	29.4%	3.9%
藤田小学校区	55.2%	37.9%	17.2%	29.3%	13.8%	3.4%
大久保小学校区	45.6%	27.9%	7.4%	17.6%	30.9%	5.9%
東小学校区	43.8%	31.3%	18.8%	29.2%	22.9%	0.0%

## <地域コミュニティ拠点施設の利用方法>

エリア 小学校区	気軽に立ち 寄って交流	趣味のサークル活動など	子どもを遊 ばせて交流	主催行事・イベントに参加	行事・イベン ト等の実施	教室や講座 に参加	その他
全市平均	27.3%	25.1%	13.2%	20.3%	18.4%	31.7%	18.5%
東部エリア	29.7%	26.0%	10.3%	19.9%	16.7%	31.1%	16.9%
庭窪小学校区	27.5%	26.1%	5.8%	26.1%	13.0%	30.4%	27.5%
佐太小学校区	33.9%	21.4%	16.1%	19.6%	21.4%	32.1%	17.9%
金田小学校区	27.6%	34.5%	5.2%	19.0%	19.0%	27.6%	22.4%
梶小学校区	41.2%	29.4%	13.7%	19.6%	29.4%	27.5%	17.6%
藤田小学校区	31.0%	27.6%	6.9%	15.5%	8.6%	37.9%	10.3%
大久保小学校区	22.1%	16.2%	16.2%	13.2%	17.6%	30.9%	5.9%
東小学校区	27.1%	29.2%	8.3%	27.1%	8.3%	31.3%	16.7%

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

## <地域コミュニティ拠点施設に希望する施設・設備>

エリア 小学校区	小ホール	ロビー	図書室	児童コー ナー	広場・グラ ウンド	体育館	喫茶·軽食 コーナー
全市平均	22.0%	35.0%	48.4%	27.8%	18.5%	25.7%	36.9%
東部エリア	21.3%	35.8%	45.1%	23.8%	19.4%	23.5%	36.5%
庭窪小学校区	30.4%	36.2%	53.6%	23.2%	14.5%	30.4%	33.3%
佐太小学校区	21.4%	35.7%	55.4%	33.9%	17.9%	16.1%	33.9%
金田小学校区	29.3%	34.5%	37.9%	17.2%	20.7%	24.1%	36.2%
梶小学校区	19.6%	35.3%	29.4%	19.6%	19.6%	19.6%	41.2%
藤田小学校区	15.5%	44.8%	37.9%	20.7%	24.1%	24.1%	39.7%
大久保小学校区	16.2%	25.0%	44.1%	17.6%	14.7%	22.1%	38.2%
東小学校区	14.6%	41.7%	56.3%	37.5%	27.1%	27.1%	33.3%

## (2) 中部エリア

現在の人口は、約3.6万人であるものの、平成37年には3.2万人(現状の約9割)まで減少する可能性がある。しかしながら、地下鉄谷町線や大阪モノレールの沿線を中心にマンション立地が進む可能性があることから、規模の設定については留意する必要がある。

地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査では、地域コミュニティ拠点施設に「必要な機能」、「利用方法」、「希望する施設・設備」は、傾向としては全市平均と同様であるものの、他のエリアと比べると「必要な機能」では"防災機能"と"市民交流機能"が多く、"保健福祉機能"が少なくなっている。「利用方法」では"子どもを遊ばせて交流"や"行事やイベントに参加"が多く、"気楽に立ち寄って交流"が少なくなっている。また、「希望する施設・設備」では"児童コーナー"や "ロビー"が多く、"小ホール"が少なくなっている。

これらのことから、地域コミュニティ拠点施設ににぎわいや子育て支援機能などが求められていると想定できる。

立地場所や機能については、八雲東・下島小学校区が生涯学習情報センター (ムーブ 21)、下島小学校区が文化センターの利用率が高くなっており、両施設との役割分担などを考慮する必要がある。

<中部エリアの現況人口・将来推計人口(人口構成比)>

	平成 25 年 (2013 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 52 年 (2040 年)
中部エリア 総人口	36,187 人	32,400 人	27,000 人
0~14 歳	11.1%	8.0%	7.0%
15~64 歳	65.2%	61.2%	53.7%
65 歳以上	23.7%	30.8%	39.3%

※各年 10 月 1 日データ(ただし、平成 37 年(2025 年)・平成 52 年(2040 年)は推計値(概算))

<地域コミュニティ拠点施設に必要な機能>

エリア 小学校区	防災機能	生涯学習機能	市民交流機能	健康増進機能	保健福祉機能	その他	
全市平均	52.5%	27.5%	17.3%	22.7%	26.4%	5.5%	
中部エリア	57.8%	27.9%	21.3%	21.3%	21.9%	5.3%	
八雲東小学校区	55.1%	22.4%	12.2%	30.6%	26.5%	6.1%	
八雲小学校区	54.4%	35.4%	22.8%	10.1%	24.1%	6.3%	
下島小学校区	63.2%	29.8%	26.3%	22.8%	24.6%	0.0%	
守口小学校区	58.6%	24.1%	21.6%	24.1%	17.2%	6.9%	

## <地域コミュニティ拠点施設の利用方法>

エリア	気軽に立ち	趣味のサーク	子どもを遊	主催行事・イ	行事・イベン	教室や講座	その他
小学校区	寄って交流	ル活動など	ばせて交流	ベントに参加	ト等の実施	に参加	-C 071世
全市平均	27.3%	25.1%	13.2%	20.3%	18.4%	31.7%	18.5%
中部エリア	24.3%	23.9%	16.3%	22.3%	17.9%	29.9%	23.3%
八雲東小学校区	20.4%	18.4%	24.5%	18.4%	10.2%	30.6%	24.5%
八雲小学校区	30.4%	26.6%	13.9%	19.0%	19.0%	25.3%	13.9%
下島小学校区	22.8%	36.8%	10.5%	28.1%	17.5%	36.8%	26.3%
守口小学校区	22.4%	18.1%	17.2%	23.3%	20.7%	29.3%	27.6%

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

## <地域コミュニティ拠点施設に希望する施設・設備>

エリア 小学校区	小ホール	ロビー	図書室	児童コー ナー	広場・グラ ウンド	体育館	喫茶·軽食 コーナー	
全市平均	22.0%	35.0%	48.4%	27.8%	18.5%	25.7%	36.9%	
中部エリア	19.6%	37.9%	45.5%	30.9%	16.9%	25.9%	36.5%	
八雲東小学校区	14.3%	32.7%	49.0%	42.9%	18.4%	30.6%	30.6%	
八雲小学校区	20.3%	38.0%	46.8%	24.1%	16.5%	21.5%	43.0%	
下島小学校区	21.1%	43.9%	33.3%	28.1%	10.5%	21.1%	36.8%	
守口小学校区	20.7%	37.1%	49.1%	31.9%	19.8%	29.3%	34.5%	

## (3) 南部エリア

現在の人口は、約4.9 万人であるものの、平成37 年には4.2 万人(現状の約87%)まで減少する可能性がある。

地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査では、地域コミュニティ拠点施設に「必要な機能」、「利用方法」、「希望する施設・設備」は、おおむね全市平均と同様であるものの、他のエリアと比べると「必要な機能」では"保健福祉機能"や"防災機能"が多く、「利用方法」では"教室や講座に参加"や"参加しやすい行事等実施"が多く、「希望する施設・設備」では"図書室"や"体育館"が多くなっている。

これらのことから、多機能型施設への要望が強いと考えられる。

立地場所や機能については、国道 163 号により地域が分断されていること、都市計画マスタープラン(平成 24 年 9 月)で保健センター・子育て支援センター周辺を中部地域核と位置づけていることなどを考慮する必要がある。

<南部エリアの現況人口・将来推計人口(人口構成比)>

		平成 25 年 (2013 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 52 年 (2040 年)
南音	『エリア 総人口	48,929 人	42,400 人	35,200 人
	0~14歳	11.5%	8.0%	7.4%
	15~64 歳	60.4%	61.7%	54.1%
	65 歳以上	28.2%	30.3%	38.5%

※各年10月1日データ(ただし、平成37年(2025年)・平成52年(2040年)は推計値(概算))

<地域コミュニティ拠点施設に必要な機能>

エリア 小学校区	防災機能	生涯学習機能	市民交流機能	健康増進機能	保健福祉機能	その他
全市平均	52.5%	27.5%	17.3%	22.7%	26.4%	5.5%
南部エリア	54.1%	26.1%	16.4%	21.4%	29.5%	7.2%
滝井小学校区	51.6%	28.1%	20.3%	15.6%	31.3%	6.3%
春日小学校区	52.9%	33.8%	19.1%	22.1%	35.3%	4.4%
三郷小学校区	62.5%	26.8%	8.9%	23.2%	28.6%	3.6%
橋波小学校区	64.0%	28.0%	20.0%	17.3%	26.7%	9.3%
寺方小学校区	56.9%	15.4%	16.9%	16.9%	24.6%	6.2%
南小学校区	48.9%	21.3%	14.9%	25.5%	31.9%	12.8%
錦小学校区	40.6%	27.5%	13.0%	30.4%	29.0%	8.7%

## <地域コミュニティ拠点施設の利用方法>

エリア 小学校区	気軽に立ち 寄って交流	趣味のサークル活動など	子どもを遊 ばせて交流	主催行事・イ ベントに参加	行事・イベン ト等の実施	教室や講座 に参加	その他
全市平均	27.3%	25.1%	13.2%	20.3%	18.4%	31.7%	18.5%
南部エリア	27.9%	26.1%	14.4%	20.0%	20.7%	35.4%	17.3%
滝井小学校区	21.9%	20.3%	21.9%	20.3%	29.7%	32.8%	25.0%
春日小学校区	29.4%	26.5%	11.8%	20.6%	13.2%	35.3%	20.6%
三郷小学校区	33.9%	32.1%	14.3%	23.2%	26.8%	33.9%	17.9%
橋波小学校区	30.7%	29.3%	18.7%	20.0%	17.3%	41.3%	14.7%
寺方小学校区	21.5%	21.5%	15.4%	18.5%	24.6%	27.7%	13.8%
南小学校区	36.2%	21.3%	12.8%	14.9%	17.0%	38.3%	10.6%
錦小学校区	24.6%	30.4%	5.8%	21.7%	17.4%	37.7%	17.4%

資料:守口市地域コミュニティ拠点施設整備に関する市民意識調査(平成25年7月実施)

## <地域コミュニティ拠点施設に希望する施設・設備>

エリア 小学校区	小ホール	ロビー	図書室	児童コー ナー	広場・グラ ウンド	体育館	喫茶·軽食 コーナー
全市平均	22.0%	35.0%	48.4%	27.8%	18.5%	25.7%	36.9%
南部エリア	24.8%	32.2%	54.5%	30.4%	19.4%	29.1%	38.3%
滝井小学校区	23.4%	39.1%	53.1%	34.4%	25.0%	26.6%	35.9%
春日小学校区	29.4%	20.6%	64.7%	32.4%	20.6%	29.4%	20.6%
三郷小学校区	26.8%	41.1%	50.0%	32.1%	16.1%	37.5%	53.6%
橋波小学校区	26.7%	44.0%	54.7%	25.3%	20.0%	24.0%	45.3%
寺方小学校区	24.6%	29.2%	55.4%	24.6%	12.3%	29.2%	35.4%
南小学校区	19.1%	31.9%	48.9%	34.0%	21.3%	23.4%	27.7%
錦小学校区	21.7%	20.3%	52.2%	31.9%	20.3%	33.3%	47.8%

## (4) 施設整備にあたっての課題

#### ① 地域人材の発掘と活用

運営協議会は、どこまで地域人材を発掘・活用できるかが課題である。地域には、多数の情報操作に慣れた人材、コーディネート活動の得意な人材、優れた家庭料理人等が存在し、彼らは地域コミュニティの核となり、発信力を高めると考えられる。また、急増しつつあるシニア(高齢退職者)の多くは、地域社会へのデビューを望まれている場合が多く、地域コミュニティ拠点施設はそのようなニーズに積極的に応える場となることが期待される。

#### ② 地域特性などへの配慮

施設計画では、地域の歴史的デザインの取り入れ、主要施設を結ぶ遊歩道との一体化、 地域核形成計画との整合等が必要である。地域コミュニティ拠点施設は、このような地域 シンボルや地域の動きを取り入れることにより、地域住民に親しまれ、地域づくりを促進 し、地域に根ざした施設となることができる。従って、施設計画においては、地域特性等 に十分に配慮する必要がある。

#### ③ 地域企業等との連携

地域コミュニティ拠点施設は、地域力向上の観点から、ソーシャル・ビジネスなどの立ち上げ、地域内雇用の増加、地域経済の活性化などにも寄与することが考えられる。具体的には、地域住民などの意向によることは当然であるものの、運営協議会が、地域企業や経済団体とも積極的に交流・連携し、施設計画や運営においても自由な研究・開発、地域住民による起業などを促進する工夫が考えられる。

#### ④ 市民と行政の協働の推進

地域コミュニティ拠点施設の目的の一つは市民と行政の協働の推進である。

施設の整備・運営を契機として、市民が地域課題に対する意識や関心を高め、地域課題の解決に向けての活動などへ積極的に関わることが期待される。

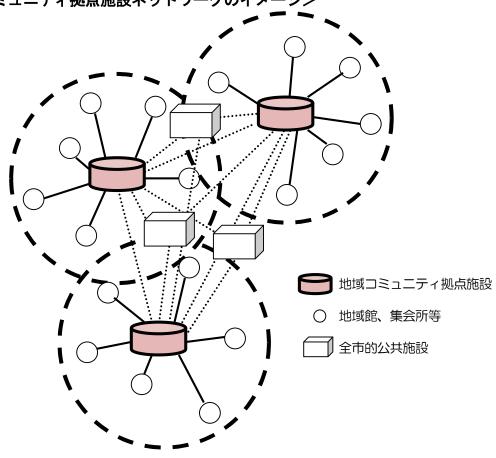
行政においても、単に地域ニーズを把握するだけではなく、施設の整備段階から多くの 市民が関われるよう配慮する必要がある。

## (5) 地域コミュニティ拠点施設ネットワーク

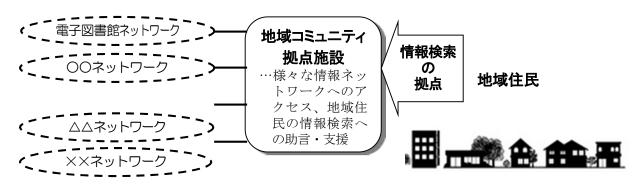
地域コミュニティの活性化や再生などを図るためには、地域コミュニティ拠点施設の整備 と合わせて、既存公共施設や地域館などと連携することが必須である。

地域コミュニティ拠点施設は、他の拠点施設、(仮称)地域館、集会所、生涯学習情報セン ター (ムーブ 21)、文化センターなどと密接なネットワークを確立し、市外などの様々なデ ータベースと接続することにより、地域コミュニティを強化するとともに、「情報検索の拠点」 をめざす。

## <地域コミュニティ拠点施設ネットワークのイメージ>



#### <情報検索の拠点のイメージ>



# 資 料 編

## 1 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 設置条例

平成 25 年 3 月 25 日 条例第13号

#### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域コュミニティ拠点施設検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。
  - (1) 地域コミュニティ拠点施設の基本計画に関すること。
  - (2) 地域コミュニティ拠点施設の運営に関すること。

#### (委員)

- 第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 公共的団体の代表者
  - (3) 市民
  - (4) その他市民が適当と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

- 第4条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

#### (会議)

- 第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議 は、市長が招集する。
- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、地域コミュニティ拠点施設主管課において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 2 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 委員名簿

平成 25 年 8 月 27 日委嘱

区分	氏 名	所属・役職 など
学識経験者	◎直田 春夫	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
	○田中 優	大阪国際大学 現代社会学部 法律政策学科 准教授
公共的団体の代表者	森岡 英	守口市公民館地区運営委員会委員長会 会長
	小川 勝	社会福祉法人 守口市社会福祉協議会 常務理事
	藤岡 祐香	守口市 PTA 協議会 副会長
	木村 真也	守口門真青年会議所 副理事長
	今西 正史	特定非営利活動法人 教育支援・kids もりぐち 理事
市民	荒川 俊雄	公募の市民委員
	大麻 淑子	公募の市民委員
	辻 美子	公募の市民委員

○:会長、○:副会長(敬称略)

## 3 守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 諮問・答申

## 【諮問】

守市生第107号 平成25年8月27日

守口市地域コミュニティ拠点 施設検討懇話会 会長 様

守口市長 西端 勝樹

守口市地域コミュニティ拠点施設の基本計画について(諮問)

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

## 1 諮問事項

守口市地域コミにティ拠点施設の基本計画及び運営について

#### 2 諮問理由

地域コミュニティ拠点施設の整備を進めるにあたり、施設の基本的なあり方について、貴懇話会の意見を求めるものです。

#### 【答申】

守地懇第 7 号 平成25年12月24日

守口市長 西端 勝樹様

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 会 長 直 田 春 夫

守口市地域コミュニティ拠点施設の基本計画について(答申)

平成25年8月27日付け貴守市生第107号で諮問のありました守口市地域コミュニティ拠点施設の基本計画及び運営について、守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会設置条例第2条に基づき審議を行った結果、別添意見書に取りまとめましたので、ここに答申します。

記

本懇話会は、平成25年8月27日に諮問を受けた守口市地域コミュニティ拠点施設の基本計画 及び運営について、延べ6回にわたり、様々な観点から慎重かつ活発な審議を積み重ねてきました。

貴職におかれましては、本答申を十分に尊重の上、基本計画を策定し、計画的な整備を図られるよう要望するとともに、地域コミュニティ拠点施設が第五次総合基本計画に掲げる将来都市像の実現の一助となるよう、施設の設計段階から事業実施に至るまで、市民と行政との協働により取り組みが進められることを期待します。

なお、以下に本懇話会の審議過程で述べられた意見を附しますので、今後の整備にあたってはこれらの意見にも特段の意を配されるよう要望します。

#### 〈附帯意見〉

- 1 施設整備にあたっては、各地域の特性やニーズを重視するとともに、そのプロセスが地域の 人材発掘・育成に繋がるという視点に立ち、市民の幅広い参加・参画を得て進めること。
- 2 定住人口の増加やまちの活力の増大につながるよう、施設の整備にあたっては、子育て世代 や学生など若年層のニーズの反映についても意を配すること。
- 3 男女共同参画の視点から、施設整備にあたり、地域ニーズの把握や地域住民団体の設立等、 市民の参画を求める際には、メンバーの男女比が均等になるよう配慮するなど、女性の参画を 積極的に図ること。
- 4 施設の整備に際しては、幹線道路や鉄道網による分断などの地理的条件や人口構成などの地域特性に配慮し、配置計画を決定すること。
- 5 すべての人が安心して利用できる施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- 6 都市災害が増加している状況を鑑み、地域の安全・安心に寄与する施設となるよう、災害時 の情報発信やボランティアの活動拠点としての機能も含め、防災・減災機能を強化すること。
- 7 市民意識調査において半数近くが図書室機能を求めていることから、地域コミュニティ拠点 施設においても図書室機能の充実を検討すること。
- 8 施設管理や事業運営に携わるスタッフについては、十分な研修を行わせ、専門性を有した人材の配置を求めること。
- 9 指定管理者制度を導入する場合は、管理運営主体の選定に際して地域の意向を十分にふまえるとともに、適時管理運営の状況を調査・評価し、必要な改善を図ること。
- 10 地域コミュニティ拠点施設を中心としたネットワークが各地域で形成されるよう、既存公共施設の活用を図ると共に、集会所や空き店舗など、民間の地域資源についても積極的に発掘し、連携を図ること。
- 11 まちづくりは人づくりから、という視点に立ち、地域の多様な人材の活用や、まちづくりに携わる人材の育成に取り組むこと。
- 12 地域コミュニティの形成・発展に向けた支援策を行政として充実すること。

## 4 守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画 策定経過

	年月日		会 議 など	内 容
6月	3 目	(月)	検討懇話会市民委員の公募	6月17日 (月) まで
7月	23 日	(火)	「地域コミュニティ拠点施設 の整備に関する市民意識調査」	8月5日(月)締め切り
8月	27 日	(火)	第1回 検討懇話会	委嘱状交付、諮問、会長・副会長の選出、 懇話会の目的、新施設への期待 など
9月	12 目	(木)	第2回 検討懇話会	市民意識調査結果、地域コミュニティの考え方、新施設の課題・性格 など
	20 日	(金)	「地域コミュニティ拠点施設 に関する団体ヒアリング」	10月3日(木)まで6団体に実施
10月	4日	(金)	第3回 検討懇話会	団体ヒアリング結果、新施設の性格の概略 決定と配置・運営の考え方 など
	25 日	(金)	第4回 検討懇話会	新施設の配置・運営方針の概略決定、整備 の進め方 など
11月	15 日	(金)	第5回 検討懇話会	実現に向けた配慮事項の整理など答申 (素 案) の検討 など
12月	3 日	(火)	第6回 検討懇話会	答申 (案) の検討 など
	24 日	(火)	市長への答申	「守口市地域コミュニティ拠点施設の基本 計画について(答申)」を提出
2月	6 日	(木)	基本計画 (素案) に対するパブ リックコメント	3月7日(金)まで実施
3月	31 目	(月)	基本計画の策定	

# 5 「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画 (素案)」 にかかるパブリックコメントについて

## (1) パブリックコメントの概要

#### ① 募集期間

平成26年2月6日(木)から3月7日(金)まで

#### ② 募集方法

広報もりぐち2月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「計画素案」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに市ホームページからもダウンロード可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXにより意見提出を受け付けました。

#### ③ 募集結果

#### 1) 提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数		
持参	17件		
郵送	2件		
Eメール	4件		
FAX	3件		
合 計	26 件		

#### 2) 意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 新施設の機能・規模・内容について	15 件
2. 防災機能・防災支援機能について	6件
3. 施設の配置、数について	7件
4. 管理運営について	13件
5. (仮称) 地域館について	4件
6. 図書館について	9件
7. 公民館について	15 件
8. 既存施設の利用・活用について	3件
9. その他	5件
合 計	77 件

## (2) 意見の概要

## 意見の要旨 本市の考え方

#### 1. 施設の機能・規模・内容などについて

地域コミュニティ拠点施設は、活動の拠点なのか、相談・支援施設なのか、あいまいである。

地域コミュニティ拠点施設は、皆さんの身近なコミュニティの課題解決の支援に資する多機能な施設として整備することを考えており、活動の拠点というハード面と、相談・支援というソフト面を兼ね併せていくものと考えています。

現在の体育館や公民館が果たしている機能 は新施設では、果たせない。キャパシティが全 く不足している。プランの中味が中途半端であ る。

計画案は、2 階建てで体育館のスペースが狭く、会議室は調理・作業・子ども用、高齢者用も含め5室。これでは多くの市民が一度に使用することができない。新しく建てるなら、3 階建てにして体育館と図書室もより広くしてほしい。

現在の体育館を踏襲し、体育館の広さを現在 の体育館の800 ㎡に。

「街づくりの会」案を参考にした施設を考え てほしい。

体育館の面積が少し狭い。より機能を持たせた広さに。災害時に炊き出しができる調理室、災害時用の備蓄倉庫、音楽室、大中小の会議室、和室、ダンス・ヨガ・親子で遊べる多目的ホールなどが必要。3階建て4階建てにしてはどうか。

基本計画(素案)の基本プランで示した施設 内容や規模は、施設の基本理念を踏まえて必要 な機能を包含できる最小規模として設定した 2,000 ㎡に標準的な機能構成を当てはめ、モデ ル的に作成したものです。

実際の施設整備に際しては、それぞれのエリアの人口や立地条件、他の公共施設などの状況を踏まえて施設規模を設定した上で、ワークショップなどを通じて地域の皆さんのご意見をお聴きしながら、各地域の特性に応じた設計を行っていきます。

新たな施設にも図書館機能は残していただきたい。IT技術の発展にともなう情報ネットワークにも手軽にアクセスできるよう、パソコンやタブレットなどの情報端末を利用した、情報、資料収集が可能な環境が構築されることも期待する。

学習機能としての「図書室兼情報室」についての記述が抽象的。この室で本の貸出を行うのか。現行の公民館図書室と同様にムーブ21などとネットで結ぶのか。どのようなスタッフが配置されるのか等。

地域コミュニティ拠点施設は、コミュニティ・まちづくりのための施設ですが、市民の皆さんの要望に応えるとともに、誰もが気軽に利用していただけるよう、図書検索・閲覧コーナーや図書室を設置することとしています。

具体的な内容については、今後、地域の皆さんと検討する中で決定していきますが、基本計画(素案)の中でも、「情報検索の拠点」をめざすこととしており、ムーブ21や文化センターなどとのネットワークの構築や、市内外の様々なデータベースと接続することを想定しています。

公民館に代わるコミュニティ施設を建設するのであれば、会議室を多めにし、体育館はホール機能も兼ね、バレーボール、インディアカ、バドミントンなどができるようにしてほしい。 また、音楽会や民謡の発表会もできるよう照明

計画にある機能・役割は、現在の公民館の機能であり、公民館を充実、連携させて、もっと利用しやすくするための拠点施設には賛成だが、新しく作らなくても、ムーブ 21 や文化センターの機能を再編してはどうか。

音響も工夫してほしい。

現在の公民館の利用状況から考えると会議 室の数が少なすぎるし、狭すぎる。

今まで行われてきた「盆おどり」や「滝井まつり」が開催できるような広場がほしい。絆を高める施設であると同時に安心、安全、楽しさを感じられる施設であってほしい。

近隣レベルのコミュニティが抱えるさまざまな課題の解決に関して相談や支援などを行う、とあるが、介護であれば地域包括支援センター、商品購入等のトラブルであれば消費生活センター等と具体的な相談・支援窓口は決まってくるし、自治会、町内会のトラブルなら役員がおり、公民館でも適宜交通整理をしているので、新しい施設のメリットとしては考えにくい。

できるだけ住民のニーズを反映した施設づくりを。

#### 本市の考え方

地域コミュニティ拠点施設は、地域課題の解 決などに向けた市民の皆さんの自主的・主体的 な取り組みの支援を目的とする施設であり、社 会教育施設である公民館とは設置目的が異な る施設です。

各室の配置や内容については、施設の目的を 踏まえ、地域の皆さんと検討する中で決定して いきたいと考えています。

なお、ムーブ 21 や文化センターなどは、市 民の皆さんに親しまれ、活用されていることか ら、地域コミュニティ拠点施設では、機能を再 編するのではなく、連携を図りつつ必要な機能 の補完や役割分担などを図っていくべきであ ると考えています。

基本計画(素案)の基本的な役割・機能の中で、選択機能として広場やグラウンドを挙げていますが、設置の有無や規模については、今後施設の設計を行う段階で、立地条件や地域の皆さんのご要望も踏まえ、検討していきます。

また、施設の基本理念として「地域における 交流やネットワークの形成」や「防災まちづく りの推進」等を設定しており、利用者や団体の 相互交流の促進や地域の安全・安心に寄与する 施設をめざします。

地域コミュニティの抱える課題は、複雑化・ 多様化してきています。また、地域や地域活動 に対する関心や興味がない人や、参画したくて も方法がわからない人も多くいます。

地域コミュニティ拠点施設は、新たな人材の 発掘・養成・活躍の場の提供などを通じて、地 域が抱える様々な課題の解決に資することを めざしており、今までの相談や支援の機能とと もに、市民の皆さんにとって、選択の幅が広が ることになると考えています。

施設の役割や規模・内容につきましては、地域の皆さんに参画していただき、ワークショップの手法などを用いながら、地域の特性を反映した施設づくりを進めていきます。

地域コミュニティ拠点施設は、地域住民の学びを促進し、さらに主体的に地域参画する意欲を育む人材育成に重点を置く視点が重要であると思う。

それと同時に地域活動に参加しにくい人や 行けない人達の背景も考慮した運営、社会教育 推進の取り組みも重要である。

特に、子どもたちの生きる力を育むための支援策を期待する。

#### 本市の考え方

地域コミュニティ拠点施設は、地域活動やコミュニティ活動に参加されていない人や参加しにくい人についても、地域や地域活動への関心や参加意識・意欲を高め、地域活動へのきっかけとなるような機会・場を提供するなど、人材育成の視点を重視した運営や取り組みを進めていきたいと考えています。

なお、地域コミュニティ拠点施設は、コミュニティ・まちづくりのための施設であり、社会教育施設ではありませんが、地域課題の解決に資する学習活動などへの支援も行っていきたいと考えています。

#### 2. 防災機能・防災支援機能について

災害が起きた時、住民が避難できる規模と施設に。

これから整備される公共施設であるならば、 防災、救難の拠点となりうる施設であることは 欠かせない。食料や衣類、薬剤、毛布などの備 蓄基地として、災害時にはエイドステーション として、炊き出しが行える設備を有する施設が 望まれる。

津波(淀川の氾濫)対策のため高層化を。

避難所となる施設には、高齢者や障害や持病 のある人向けに畳敷きにできる部屋があると よい。

防災機能を兼ね備えた施設であることは当 たり前のことと思う。

災害時に避難利用できる施設にしてほしい。

本市の指定避難所・臨時避難所については、 小・中学校などを指定しており、必要な物資な どの備蓄倉庫についても同様となっています。

現時点では、地域コミュニティ拠点施設を地域防災計画に基づく避難所として指定するかは未定ですが、基本計画(素案)の中で「防災まちづくりの推進」を施設の基本理念として掲げており、災害時の情報の集約・発信やボランティアの活動拠点となるとともに、災害時に必要な資機材を備えることなどを想定しています。

東北の大震災でも自治体の職員が足りない 事例があり、南海トラフによる大地震が予期される中、指定管理者ではなく市職員による直接 雇用で、ある程度の職員を確保しておくことが 市民の利益得につながると思う。

南海トラフによる災害の想定がされる中で、コミュニティ拠点施設に公的な責任者を配置して、即対応できるようにし、地域住民の安全をはかることが大切である。

地域コミュニティ拠点施設の管理運営にあ たっては、指定管理者制度の導入を予定してお り、市の職員を配置することは想定していませ んが、指定管理者には、施設に係る防災計画の 策定を義務づけ、訓練や非常時にも的確に対応 できるよう努めます。

#### 本市の考え方

#### 3. 施設の配置、数について

施設が遠くなると、行くことが大変になる高 齢者が増える。

懇話会では3~5 館の配置が提言されていたのに、いきなり3 館と設定されているのは唐突な印象がある。理由もとってつけた感じがする。

地域コミュニティ拠点施設は、中身を充実させて市役所付近に1ヶ所で良い。

気軽に立ち寄れるためには、近いことがなに よりで、歩いて 20 分以上では意味がない。

市全体で3館になれば、自転車に乗れない 人、交通アクセスが悪い人など利用出来なくな る人も出てくると思われる。

現在、公民館のサークルの数が多い地区は、 特に土・日の午後など予約が多く足りないほ ど。3館では到底足りない。

市全体で3館となると、利用をあきらめる人 が多くなる。 地域コミュニティ拠点施設は、市の人口や既存施設との連携などを勘案する中で、3 館を新たに整備することとしました。

新たに整備する3館の拠点施設と、既存施設や(仮称)地域館などとの機能的なネットワークを確立することにより、市民の皆さんの自主的・主体的な取り組みを全市的に支援していきたいと考えています。

#### 4. 管理運営について

効率化とノウハウを活かせるよう運営は専 門の民間業者への委託がよいと思う。 施設の管理運営には、専門的な技術やノウハウなどが必要であるため、指定管理者制度を導入し、専門事業者が管理運営主体となることを予定しております。

地域コミュニティ拠点施設は、市民地域住民のためのものであり、「~を指定管理者に求めることとする」「指定管理者に配慮を求める」などは不自然である。基本計画としては「運営ルールを遵守すること」とすべき。

地域コミュニティ拠点施設の管理運営は、指 定管理者制度により行うことを想定しており ますが、施設を利用される地域の皆さんのご意 見を充分にふまえた事業者の選定を行うとと もに、適切な運営がなされるよう、中間評価な どを逐次実施してまいります。

施設は公設公営で運営してもらいたい。

地域コミュニティ拠点施設の管理運営は、指 定管理者制度により行い、市職員を配置するこ とは想定していません。

指定管理者制度による弊害として、職員の雇用が不安定でキャリアを蓄積できず、ソフト事業を丸投げする場合がある。運営協議会があっても、市職員による直接雇用が望ましい。

事業者の選定にあたっては、それぞれの施設の地域特性などを勘案し、施設を利用される方や地域の皆さんのご意見もふまえて選定を行うとともに、中間評価などを逐次実施することにより、運営の問題などを抽出し、改善していくこととしており、ご指摘のような懸念が生じないように努めてまいります。

守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画~資料編~ 					
意見の要旨	本市の考え方				
近隣レベルでの結束が弱まっており、「地域・団体の会合」「発起人会の設立」「運営協議会の設立」が進むのか。特定の人が中心になると、一部の人への権限の偏りや負担増につながる。  どうしても「地域コミュニティ拠点施設」を整備するというのなら、「広域レベル」の「全市レベル」である市役所に整備し、地域館の核として公民館をネットワークでつないでいけばいいと思う。 また、機能を考えるのであれば、健康や防災の専門的な知識を持っている人を配置してほしい。	近隣のコミュニティが脆弱化し、様々な課題や問題も多くあります。 地域コミュニティ拠点施設は、広域レベルに整備することから、(仮称)運営協議会の設立にあたっては、特定の地域や団体に偏ることなく、広く地域の皆さんの参画を図り、新たな市民活動団体などの参画も得ることが可能となり、人材の発掘や養成にも大きな役割を果たすものと考えています。 (仮称)運営協議会の設立に向け、地域の皆さんと一緒になって、検討していくため、「地域・団体の会合」や「発起人会の設立」など段階的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。 また、各分野の専門家を常時配置することは難しいと考えますが、市役所の担当部署をはじめ、既存の公共施設や団体との連携やネットワークの充実などを通じ、施設の機能が十分に活かされるよう配慮していきます。				
有料になることは市民サービスの低下と考える。 市民の誰もが利用できるように使用料は有料化せず、公平に使えるように。 「基本的に有料」ではなく無料に。 コミュニティ拠点施設になると、会場が抽選になり安定した活動拠点がなくなる。 有料や予約制になるのはいや。  有料化には反対。年金生活者には移動の交通費も負担になる。  運営協議会、役員会、委員会、部会などに、守口市男女共同参画推進計画に則り、最低30%	地域コミュニティ拠点施設は、市民間の公平 性への配慮と持続可能な運営のため、有料とさせていただきたいと考えています。 また、市民の誰もが気軽に利用できる施設をめざしていることから、特定の団体や個人が優先的に利用するのではなく、多くの方にご利用いただけるよう、利用予約は抽選で行うことを想定しています。 なお、料金体系についてはできる限り低料金で利用できるよう調整するとともに、図書室やロビーなど無料のスペースも設けるなど、誰もが気軽に立ち寄れる施設となるよう検討してまいります。 運営協議会などへの女性の参画・登用につきましては、ご指摘のように積極的に取り組んで				
女性の参加・参画を。 住民が使いやすいように、いろんな制約をつけないでほしい。	いきたいと考えています。 地域コミュニティ拠点施設の利用について は、皆さまの活動がしやすい施設となるよう、				

コミュニティに悪影響を与える場合等を除き、

幅広く認める方向で検討します。

#### 本市の考え方

#### 5. (仮称) 地域館について

小学校の片隅に一部屋誰でも利用できる、特に高齢者の集える場などあれば良いと思う。

小学校が統合され、公民館も廃止されると、地区の公共施設がなくなる。

将来何が起こるかわからない時代に、地区に 1ヶ所でも皆が頼れる公の場所があれば、安心 して暮らせると思う。

市街地の空き家・空き店舗などの活用について、初期の整備費用、維持費、家賃、固定資産税など、色々な問題が想定されるが、オーナーや商店街など、地域の善意に頼るのか。それとも財政的な支援をするのか。市内各地の集会所が活発に利用されることは良い事だが、地域住民への意識への働きかけだけでは、活発にならないと思う。

「市内各地の集会所の活用などへの積極的な働きかけ」とあるが、自治会集会所の維持、管理費、修理(修繕)費などの補助も検討すべきではないか。

地域コミュニティ拠点施設は、3 館を整備する予定ですが、地域によっては、地域コミュニティ拠点施設ネットワークの一つとして(仮称)地域館を整備することも想定しています。

(仮称)地域館は、地域による自主的・主体的な運営を前提に、身近なコミュニティ活動の場として設置するもので、学校の余裕教室や既存施設の活用なども候補として考えており、日常的な範囲で整備できるものと想定しています。そして、地域館として位置づけることで、市民の皆さんが安心して安全に、かつ適正に利用されるよう、支援できればと考えています。

(仮称) 地域館については、指定の要件や運営のあり方などについては未定ですが、集会所などの空き時間を有効活用することや、利用料を徴収することも想定されます。

今後、地域コミュニティ拠点施設の整備を進める中で、(仮称)地域館についてもどのような規模・内容・運営体制などが必要であるか検討してまいります。

#### 本市の考え方

#### 6. 図書館について

例え市内に1館であっても、5万冊を確保する図書館を設置すべき。

守口市には図書館機能を有する施設はあるが、図書館法上の図書館はない。守口市に図書館を設置すること、拠点施設の図書室を図書館の分室として位置づけ、本館から司書を派遣し、地域の図書ボランティアと協働して行うこと、図書の収集・整理を本館で一括して行うことを提言する。

図書館は、身近にあって、子どもにとっても 大人にとってもなくてはならない学習の場で あり、文化に触れる場である。新たな施設に、 情報ネットワークにも手軽にアクセスでき、災 害に備えての防災・避難施設としての付加機能 を備えた図書館を建設する、と考えるべき。

家から歩いて行ける範囲に複合施設で良いので図書館がほしい。東部地域にはムーブ 21 や大阪国際大学の図書館がある。東部エリアとバランスの取れた図書サービスが南部エリアにも必要。基本計画に 5~10 万冊の蔵書をもつ図書館の設置を入れるべき。

守口に図書館を独立した形で考えるのは無理なのか。

図書館としての機能をもった図書館を作っ てほしい。

少々遠くても良いので、図書館としてあちこちの本を一ヵ所に集めて読書の楽しめる場所があればよいと思う。

市でありながら、図書館がない。図書室でなく図書館を。

コミュニティ拠点施設に図書館を併設して。

現在、本市には、図書館法に基づく図書館はありません。

しかしながら、ムーブ 21 の図書フロアは、 蔵書や事業、サービスについては、他市の図書 館と同等の機能を担っており、国立国会図書館 や府立図書館などとの相互賃借なども行って います。

地域コミュニティ拠点施設は、コミュニティ・まちづくりのための施設ですが、市民の皆さんの要望に応えるとともに、誰もが気軽に利用していただけるよう、図書検索・閲覧コーナーや図書室を設置することとしています。規模や配置などにつきましては、今後、地域の皆さんと検討する中で決定していきたいと考えています。また、設置にあたっては、ムーブ21などとの連携は不可欠であると考えています。

#### 本市の考え方

#### 7. 公民館について

なることは、知らない。

多くのサークル(約800サークル、市民の8,000~10,000人以上)が公民館や地区体育館を拠点として、健康と仲間づくりを目的に、自主運営・自主活動しており、現行の公民館が果たしている役割について、真摯な検証がない。多くの市民は、公民館や地区体育館が廃止に

公民館が果たしている積極的な役割をアピ ールすることが重要である。

老朽化した公民館と地区体育館の建て替えを進めるべき。

地域コミュニティ拠点施設が出来たら、順次 現公民館を閉館していくというのであれば、地 域コミュニティ拠点施設は要らないから、老朽 化した現公民館、体育館を建て替えて、今の位 置に残してもらいたい。

現在ある市内の公民館と分室、体育館も設備がまだ充分に使える所は耐震工事をして今後も無料で使えるように残してほしい。地域の人の交流の場として公民館は欠かせないものであり、絶対になくさないでほしい。

守口市には、公民館が歩いて行ける所にあり 子どもから高齢者まで利用されている。近所づ き合いが希薄になってきている今、近くにある 公民館で集えることがより大切になってくる のではないか。今ある施設をつぶすのではな く、もっと生かす工夫を。

徒歩圏内にあり、無料で、親しみやすく生活に即した多様な講座やサークル活動への参加を通して市民同士の交流を広げられる公民館は、今後の高齢化が進む中のまちづくりにおいて、より一層住民にとって重要な拠り所となる。

老朽化・耐震不足による廃止は極力避け、必要な改修や建て替えをして、現行の公民館・地区体育館の魅力を高めるべきである。

「コミュニティ施設」ではなく、教育機関としての「公民館」の存続、及び、その充実を。

現在の公民館が、地域の皆さんの豊かで健康 的な市民生活に大きく役立ってきたことは言 うまでもないことです。

しかしながら、地域コミュニティの役割も時代とともに変化することが求められています。特に、少子高齢化や健康づくりなどについては、市民のみなさんの相互扶助・助け合いの精神に基づく自主的・主体的な市民活動に期待されることが大きくなってきています。

このようなことから、市民の皆さんの活動が さらに活発に展開されるよう、地域コミュニティ拠点施設を整備することとなりました。

地域コミュニティ拠点施設の整備の趣旨などをご理解いただき、積極的に利用・活用していただきますようお願い申し上げます。

地域コミュニティ拠点施設は、地域の皆さん が自主的・主体的に取り組まれている身近な地 域活動・まちづくり活動を支援するための施設 です。

一方、公民館は、社会教育法に基づき、地域 住民のために、実際生活に即する教育、学術お よび文化に関する各種の事業を行い、もって住 民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図 り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与す ることを目的とする施設です。

本市におけるコミュニティの形成において 公民館が果たしてきた役割は大変大きなもの でしたが、施設等の老朽化が激しいこと、市民 ニーズの多種多様化により、現行の社会教育施 設ではこれらのニーズを充足させることが困 難なことなどから、平成25年3月に教育委員 会が策定した「社会教育関係施設更新の基本方 針」において、廃止の方針が出されています。

地域コミュニティ拠点施設では、既存の公共 施設や(仮称)地域館などとの連携を図りつつ、 地域の皆さんの活動がより活発になり、地域力 の向上につながるよう、地域コミュニティ拠点 施設を核としたネットワークを整備・構築して いきますので、整備の趣旨をご理解いただき、 積極的に利用・活用していただきますようお願

#### 守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画~資料編~

公民館からコミュニティ拠点施設へではなしい申し上げます。 く、現公民館をより充実したものに建て替え

守口市の財政のスリム化のためにも、耐震基 準を満たす公民館は従来通り活用することが 望ましいと考える。

気軽にいつでも立ち寄ることができ、中学校 区ごとのまとまりを大切にするのであれば、現 在の公民館を核に拡充・整備(建て替えも含め て)していけば良い。

公民館がコミュニティづくりの中心であっ たという歴史的な経緯もあり、地区のいろいろ な団体で構成される「地区運営委員会」がある。

公民館がいままで培って来た「地域力」をも っと大切にし、見直していくことが、地域の活 性化につながると考える。

老人が出掛けることができる身近な場とし て公民館を残してほしい。公民館をもっと利用 しやすくするにはどうすれば良いのかを考え てほしい。

公民館は地域の人達が安心して使用できる ように耐震化して今まで通り利用できるよう

近くに公民館があり、体育館があることで、 文化や運動のサークルが活発。耐震性に問題が あるなら、古い順に建て替えや耐震工事を。

三郷公民館を青少年センターとプールの跡 地に建てることはできないか。

西部公民館が近くにあるおかげで、楽しく健 康に交流できている。他の公民館より建物も新 しく、多目的ホールもあり、公民館の中でも一 番利用者が多いのに、廃止した後、何に利用す るのか。

公民館を利用して長年地域の方々と共にコ ミュニティづくりをしてきたのに、今更廃止に なるのは堪えられない。地域住民の活性化のた めにも、今までどおり使用させてほしい。

公民館、その他諸施設廃止の改革に反対す る。10年・20年・30年先の将来を見据え、そ こに想像力を働かせ市民の共感が得られるま ちづくりを。徒歩で行くことができ、無料で利 用できる公民館が各地域にあることで、仲間づ くりや心身の健康にも良い影響がある。今ある 公民館は修理などして全館残してほしい。市民 の共感できる公民館づくりを。

#### 本市の考え方

#### 8. 既存施設の利用・活用について

新しい建物を造るのもよいが、学校の統廃合で空いた箱物をリニューアル利用もありかと思う。良く考慮いただきくれぐれも税の無駄遣いのないことを望む。

現在利用している公民館や小学校がなくなると、地域のコミュニケーションの拠点がなくなり、高齢者の孤独死や災害時の避難場所の確保の問題が出てくる。コミュニティセンターとしてでも、使用料ありきで場所の提供をお願いしたい。

滝井小学校、西部公民館がなくなることは地域住民にとって多大な損害である。幹線道路で区分された地域でもあり、他の地区へ足を延ばさなければならないことにならぬよう、地元跡地の利用を考えてもらいたい。

地域コミュニティ拠点施設は、建設費などの 低減を図るため、ライフサイクルコスト(整 備・業務遂行・補修・交換・廃棄費用)の低減 が見込める場合など、既存公共施設を活用する ことも選択肢の一つとしています。

また、地域の実情に応じ、身近なコミュニティ活動の場となる(仮称)地域館を設置することも検討しています。

公民館や小学校の今後については、地域の状況も勘案しながら、各担当部局で検討されるものと考えます。

====================================	本市の考え方
9. その他	
誰もが住みやすい町づくり、というキャッチフレーズは多様な人々の人権が尊重されてこそ活きる言葉であるので、すべての人々の人権が尊重される施設運営や人づくりを優先する視点をもった、誰もが安心して訪れることができる場となることを願う。	人権を尊重することは、施設整備にとどまらず、本市のすべての施策・事業の企画・運営・ 展開の際の基本であると認識しております。 地域コミュニティ拠点施設の整備にあたっても人権尊重を基本に進めてまいります。
地域コミュニティにボランティアや NPO 等の参加・参画や相互扶助の精神の高揚などが求められているが、誰が望んでいるのか。	地域住民だけでは解決が難しい課題に取り 組むため、ボランティアや NPO なども含めた 多様な主体の参加・参画が有効と考えられるこ とから、計画の冒頭に記載させていただいたも のです。
守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画 要旨が届いていない友達もいたが、地区の全員 に配ったのか。	「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画(素案)」のパブリックコメントの実施に際しては、資料の全戸配付は行っておりません。実施にあたり、広報もりぐちに概要を掲載するとともに、関係資料を市内公共施設に設置し、市ホームページでもダウンロード可能とさせていただきましたが、パブリックコメントの実施をご存じない方がおられたかもしれません。今後、施設の整備を進めるにあたり、より多くの方に計画内容をお知らせできるよう、情報提供の方法などを検討してまいります。
南海トラフによる災害の想定がされる中、早 急な市の防災計画(最新の情報に対応できるも の)が必要である。	本市の地域防災計画は、国や大阪府の被害想定等が大きく変更になったことを受けて現在危機管理課で改訂作業を進めており、平成26年度中の策定を予定しています。
計画(素案)には、どこを読んでも、超高齢化社会という文字がない。重点課題と言ってもいい超高齢化社会対策、ひとり暮らしの高齢者のコミュニティについて、論議されていないのではないか。市役所内の医療や介護、保健、生きがいなどの部署と連携した検討がなされていないのではないか。	超高齢化やひとり暮らし高齢者世帯などの問題については、地域福祉計画において、小学校区や地域包括エリアなどを単位に検討・対策に取り組まれています。 地域コミュニティ拠点施設においても、健康・相談・生活支援機能を必要機能として想定しており、関係機関・部署との連携により、各地域での取り組みを支援していきたいと考えています。 また、基本計画(素案)の作成にあたっては、福祉や教育などの関係部署と検討会議を設け、調整・検討を行ってまいりましたが、今後もさらに連携を密にしながら整備を進めていきます。

## 守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画

平成 26 (2014) 年 3 月発行 編集・発行 守口市 市民生活部 市民生活課 (※平成 26 年 4 月からコミュニティ推進課) 〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号 TEL 06 - 6992 - 1520 / FAX 06 - 6991 - 5930